

二、現地指令書

REEL No. A-1180

0038

アジア歴史資料センター

目
次

1	南西方面海軍民政部
2	セレベス民政部
3	ボルネオ民政部
4	セラム 民政部
5	ニューブリテン民政部
6	第二十四特別根據地隊
7	第八海軍運送部
8	名 古 屋
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

TOKYO ROYAL ローヤル特許書類刺

REEL No. A-1180

0039

アジア歴史資料センター

年月日	件番号	企業者	業種	地主	備考
十七、九、三十	一九七	民政府機屬	南洋倉庫株式会社	マカツサル 港倉庫及經營	
十八、一、四	二八三	民政府命令	日本發送電株式会社	マカツサル	
十八、一、十三	一	民政府命令	株式会社台灣銀行	トヨタ自動車工業株式	
十八、三、八	五	民政府指令	トヨタ自動車工業株式	トヨタ自動車工業株式	
十七、十二、二十九	三〇	民政府指令	住友ホルネオ産業株式	バス運行業	
十七、十二、三十一	二一七	民政府指令	南洋拓殖株式会社	荷車製作	
十八、三、三十三			トヨタ自動車工業株式	セレベス島	
			南太平洋貿易株式	セラバス島	

海軍

極秘

寫

海軍省南方政務部長殿

昭和十七年九月三十日

南西方面艦隊司令長官

南西方面艦隊民政府總監

〔マカツサル〕港倉庫建築及經營方下命ノ件報告

首題ノ件南洋倉庫株式會社ニ別紙指令書交付急速建築方下命致候

萬送付先	海軍南方政務部	第二十三特別根據地隊司令部	第一百二海軍軍需部	全 運輸部	建築部マカツサル支部
------	---------	---------------	-----------	-------	------------

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

(花押)

指 令 記

南洋倉庫株式會社

海軍

其ノ社ハ別紙建築指示書ニ基キマカツサル港灣地帶倉庫十一棟（附圖ノ通）ヲ建築スベシ

右ニ依リ建築シタル倉庫ハ海軍ノ管理ニ屬スルモノトス但シ之ガ經營ハ其ノ社ニ委託スルニ付其ノ社ハ左記條項ヲ遵守シ之ガ經營ニ當ルベシ

一、建築及土地ニ關スル權利ノ取得ニ要スル費用ハ其ノ社ニ於テ之ヲ負擔スベシ

一、經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ

一、其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之ガ經營ニ當ツテハ苟モ國家目的ト公益ニ違背スル所爲アルベカラズ

海軍

- 一、民政府總監ハ當該倉庫ノ經營ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
- 一、其ノ社ハ當該倉庫ニ關シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ但シ民政府總監又ノ命ニ依ル場合又ハ其ノ駐許可ヲ得タル場合ヘ此ノ限ニ在ラズ
- 一、其ノ社當該倉庫ニ關シ擴張、修理、改造其ノ他當該倉庫ノ現状ヲ變更セントスルトキハ民政府總監ノ許可ヲ受クベシ
- 一、其ノ社當該倉庫ニ關スル料金ヲ設定シ又ハ之ヲ變更セントスルトキハ民政府總監ノ許可ヲ受クベシ
- 一、民政府總監當該倉庫ノ經營ニ關シ必要アリト認ムルトキハ現價ヲ以テ當該倉庫ヲ買收シ又ハ他ノ者ニ賣却スペキコトヲ命ズルコトヲ得

五 ウイルヘルミナ街沿 二五〇〇平方米

卷之三

卷

三

R テンブル街東側
一五〇〇平方米
二九四 二九五 二九六

一一

三

二、其ノ社ハ當該敷地ノ内セレベス民政部長官ノ指定スル建築線ニ
據リ倉庫ノ建築ヲ爲スペシ
三、當該敷地及殘存物件ニ關スル權利買收ノ手續ニ付テハセレベス
民政部長官ノ指示ヲ受ケ、又買收價格ニ付テハ豫メ其ノ承認ヲ受
クベシ
四、建築スペキ倉庫ノ標準構造ハ附圖ニ示ス如ク平家トシ基礎及床
コンクリート、外壁及中仕切リハ煉瓦造石灰仕上、小屋組ハ木骨
造、屋根瓦葺、窓建具、入口戸ハ木造ベンキ塗トス
五、其ノ社ハ着工前豫メ各倉庫ニ付設計書ヲ作製シ之ヲセレベス民
政部長官ニ提出其ノ認可ヲ受クベシ、若シ標準構造ニ據ラザルモ

REEL No. A-1180

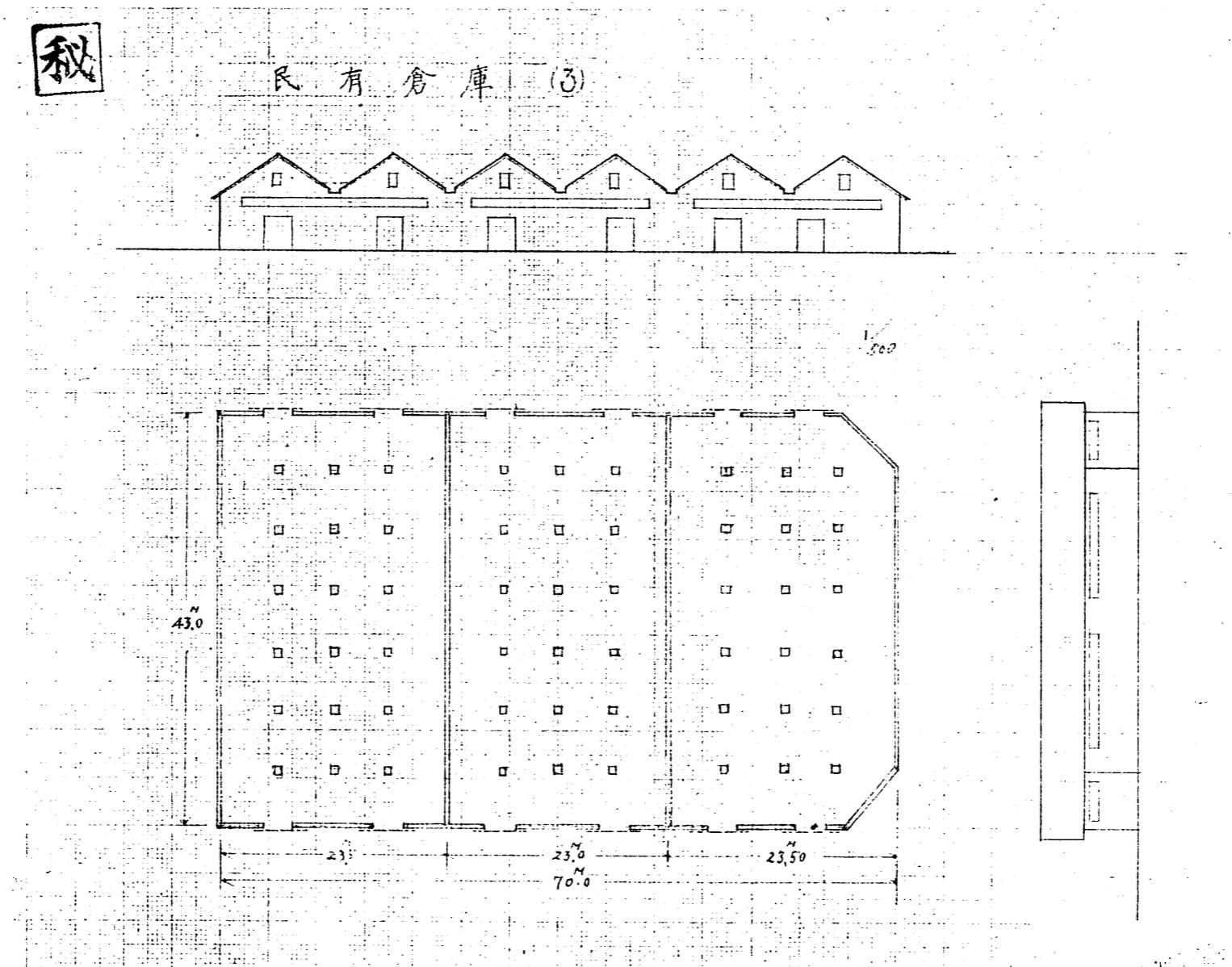
6 0 4 3

アジア歴史資料センター

ノヲ建築スル必要アル時ハ其ノ理由ヲ付スベシ
六、其ノ社ハ建築ヲ爲スル當リテハ當該敷地内ノ殘存物件ノ利用又
ハ故材再用ニ特ニ努力スペシ
七、其ノ社ハ工事ニ着手シタルトキハ一週間以内ニセレベス民政部
長官ニ着工届ヲ提出シ、當該倉庫竣工ノ後一週間以内ニ竣工圖及
工費精算書ヲ提出シ、且ツ同長官ノ検査ヲ受クベシ
八、其ノ社ハ昭和十八年四月ヲ以テ全倉庫竣工ノ日途ト爲スコトヲ
要ス

附圖二葉添付

(終)



REEL No. A-1180

0045

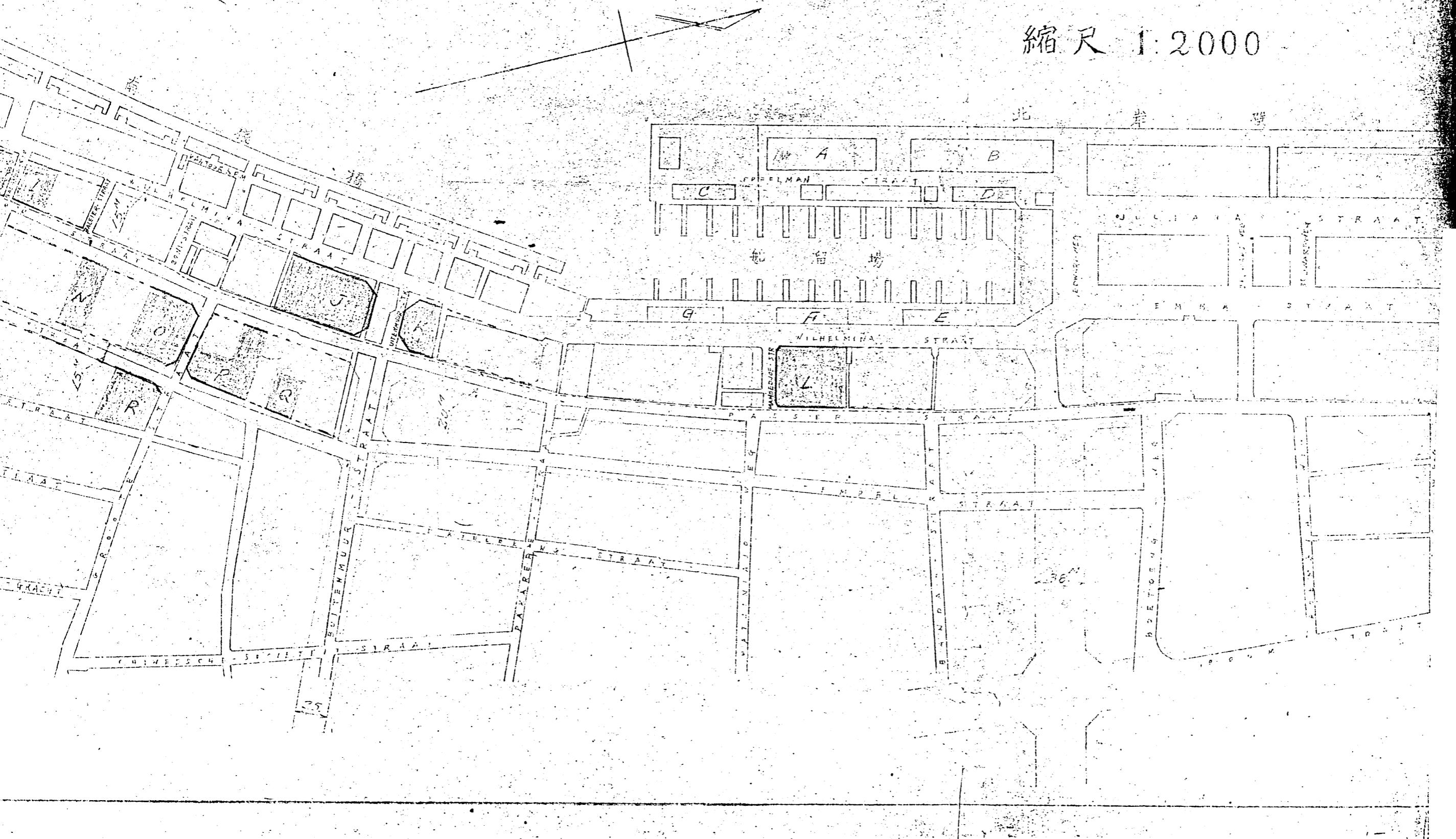
アジア歴史資料センター

マカッサル港平面圖

マカッサル港
上屋倉庫復興計画

縮尺 1:2000

北 墓 灯 燈

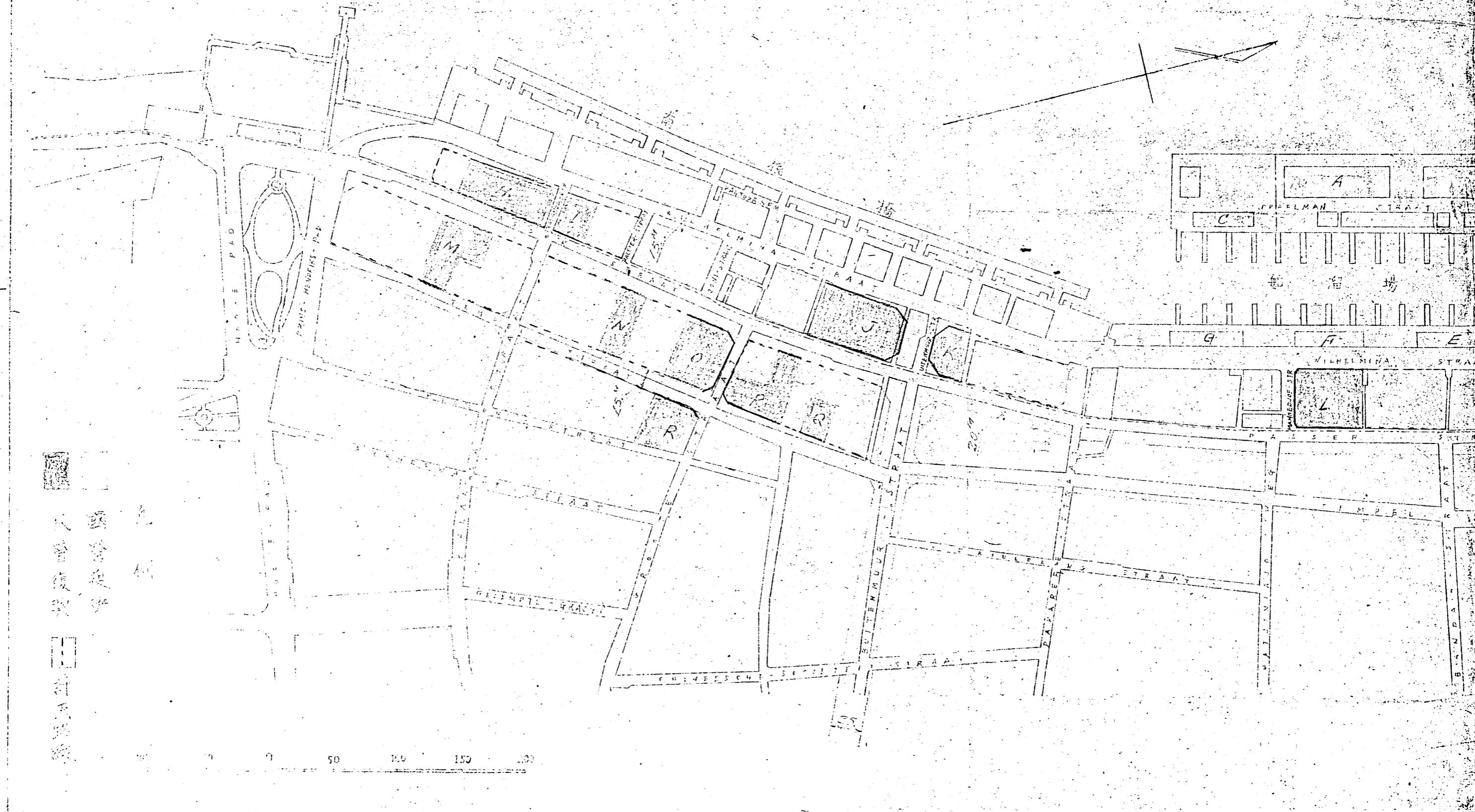


REEL No. A-1180

0046

アジア歴史資料センター

マカガル港
上屋倉庫復興計画



REEL No. A-1180

六〇四五

アジア歴史資料センター

寫

秘

民政府機密第二八三號

昭和十七年十一月四日

十一月四日送付

17.11.4
接受

部	政方	南西方面
科	局	艦隊
課	科	民政
室	室	總監
事務	事務	代理

海軍少將 伊藤賢



南西方面艦隊民政總監代理

電力事業經營委託ニ關スル件通報

首題ノ件日本發送電株式會社ニ委託別紙指令書交付急速着手方下命

致候

(別紙添)

寫送付先

南方政務部長

二十三根司令官

兵備局長

第十三海軍特別根據地隊司令官

指 令 書

日本發送電株式會社

其ノ社ニ對シ左記條項ニ依リ「セレベス」「バリ」及「ロンボック」島ニ於ケル電力事業ノ復舊、建設並ニ其ノ運營ヲ委託ス

一、其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ、之ガ經營ニ當リテハ苟モ國家目的ト公益ニ違背スル所爲アルベカラズ

二、委託事業ノ運營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ

三、委託事業經營ニ關シテハ民政部長官之ヲ監督ス

四、其ノ社ハ委託事業經營會計ヲ、建設勘定及業務勘定ニ分チ、毎年度ノ豫算決算ニ付キ、民政部長官ノ承認ヲ受クベシ

五、其ノ社ニ貸與、使用セシムベキ海軍管理既存施設ニ關シテハ、各個ニ付キ目錄ヲ調製、評價ヲ爲シ、民政部長官ノ承認ヲ受クベキモノトス

前項ノ貸付施設ニ對シテハ使用料ヲ徵ス

六、新ニ必要トスル施設及土地ニ關スル權利ノ取得ヘ、其ノ社ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スベシ

七、其ノ社ハ民政部長官ノ指示スル方針ニ遵ヒ電力設備ノ復舊、建設、又ハ改造ヲ爲スコトヲ要ス

施工ニ當ツテハ計費書ヲ作製民政部長官ノ承認ヲ受ケベシ
八、其ノ社ハ民政部長官ノ命ズルトヨロニ達ヒ、配電ヲ爲スコトヲ要ス、但シ小口配電ニ付テハ毎年豫定ヲ樹テ一括民政部長官ノ承認ヲ受ケ實施スルコトヲ得

九、電氣料金ハ總テ民政部長官ノ承認ヲ受ケ實施スベシ

一〇、民政部長官必要アリト認ムルトキハ、其ノ社ノ施設ノ全部又ハ一部ヲ適正ノ價格ヲ以テ買收シ又ハ他ノ者ニ賣却スペキヲ命ズルコトアルベシ

一一、他ノ電力施設ト關連アル場合ニ於テハ設備及電力ヲ相互融通ス

ル等協力ヲ爲スコトヲ要ス

一二、其ノ社ハ必要ニ應ジ、民政部長官ノ許可ヲ受ケ、電氣用品ノ修繕及販賣ヲ爲スモノトス

一三、民政府總監必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ取消又ハ變更スルコトアルベシ

昭和十七年十一月四日

民政府總監代理

海軍少將 伊藤賢三

寫

海軍省南方改放部長殿

民政府訓令第十三號 昭和十八年一月十二日

一月十三日達付



18.1.26
接受

南西方艦隊

セレベス
ボルネオ民政部
ラム

敵性銀	課員
都清算開始ニ關ス	A
	B
	C
	D
	E
	F
	G
	H
	I
	J
	K
	L
	M
	N
	O
	P
	Q
	R
	S
	T
	U
	V
	W
	X
	Y
	Z

敵性銀

都

清

算

開

始

ニ

關

ス

ト

令

訓

令

第

三

號

昭

和

十八

年

一

月

十二

日

今般海軍主擔任地區所在敵性銀行各店ヲ整理清算ニ附スルコトニシ管下臺灣銀行各店ヲシテ之カ清算事務ヲ取扱フ命シタルニ付貴官ハ直チニ同行ヲ指揮シテ清算實施ニ必要ナル諸準備ニ着手スヘシ

(別紙添)

寫送付先

南西方艦隊參謀長

海軍省南方政務部長

各民政部支部長

(終)

海軍

軍

(別紙)

敵性銀行清算開始ニ關スル件

命令ス

爪哇銀行
和蘭銀行(ファクトニー)

蘭印商業銀行

蘭印割引銀行

- 二、民政府總監ハ臺灣銀行ヲ前項各銀行ノ清算人ニ任命ス
- 三、清算人ハ民政府總監ノ定ムル所ニ依リ當該清算銀行ヲ代表シ清算ニ關スル一切ノ裁判上裁判外ノ行爲ヲ爲スモノトス
- 四、清算人ハ各民政部長官監督ノ下ニ直チニ敵性銀行各店ノ帳簿ノ整理、資產內容ノ調査、手形、債權證書、不動產權利證書等ノ蒐集、擔保物件ノ保全等清算開始ニ必要ナル諸準備ニ着手シ速ニ其ノ結

海軍

- 果ヲ所轄民政部長官經由民政府總監ニ報告スルモノトス
五、清算開始時期並ニ清算實施要綱ハ民政府總監艦隊司令長官ノ認許
ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
六、現地各部隊（經理部ヲ含ム）ハ清算實施上必要ナル事項ニ付民政
府（部）ニ協力スルモノトス
(艦隊司令長官ヨリ各部隊所轄長ニ對シ別途通達セラルル旨)
七、敵性銀行清算ニ關スル總務事務ハ民政府財務局ニ於テ掌理スル平
ノトス

（終）

民政府命令第一號

命令

書

海軍

株式會社臺灣銀行

其ノ行ハ海軍主擔任地區所在敵性銀行各店ノ清算事務ヲ取扱フヘシ
其ノ行ノ海軍主擔任地區所在各店ハ直チニ清算實施ニ必要ナル準備ニ
着手スヘシ

清算開始時期並ニ清算實施要綱ハ別ニ之ヲ定ム

昭和十八年一月十三日

南方面艦隊民政府總監

REEL No. A-1180

0051

アジア歴史資料センター

南方政務部長
啟

民政府機密第十五號

昭和十八年一月二十八日

政治

セガルネベラムオス
民政部長官 殿

セ

鳳陽縣志

敵性銀行清算實施要綱ノ件訓令

標記ノ件ニ關シ別紙ノ通り決定シタルニ付右ニヨリ實行スヘシ
追而清算開始ノ時期ニ付テハ民政府佈告ヲ以チ通達ス

別紙添

纂送付先
海

海軍省南方政務部長

南西方面艦隊參謀

第二十三特別根據地隊司令

第二十四特別根據地監司全
第百二十二章

同 第百二十一 漢軍

同
ペリツクババン支那

セレベス民政部メナド支那
ボルネオ民政部パリツタババン支那

同
タラカン支部

同上
サマリンド山張所

セラム民政部シンガラシヤ支部

卷之三

卷之三

南方政務部長職
民政部機密第十五號

昭和十八年一月二十八日

月三日送付

南	副長
西	
方	
政	
務	

南

西

方

政

務

部

總

監

事

務

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

司

令

官

<div data-bbox="775 1785 845

REEL No. A-1180

0 0 5 2

アジア歴史資料センター

別紙木一

南西方面艦隊機密第五一號ノ二

昭和十八年一月二十一日

スラバヤ旗艦足柄

南西方面艦隊司令長官

(寫)

民政府機密第一二號敵性銀行清算實施要綱ノ件認許ス

(終)

別紙第二

民政府機密第二號

昭和十八年一月十三日

南方面艦隊民政府總監

南方面艦隊司令長官殿

敵性銀行清算實施要綱ノ件上申

南方面艦隊民政府管轄地域ニ所在スル左記銀行各店ハ之ヲ
清算實施要綱別紙ノ通相定メ直チニ實行スルコトト致度候條認許相成
度

(別紙添)

寫送付先 海軍省南方政務部長

(終)

敵性銀行清算實施要綱案

第一條 南方面艦隊民政府管轄地域ニ所在スル左記銀行各店ハ之ヲ
整理清算ニ附スルモノトス

爪哇銀行 マカツサル、メナド（以上セレベス）バンジャルマシ
ン、ボンチアナク（以上ボルネオ）各支店

和蘭銀行（ファクトライ） マカツサル（セレベス）
バンジャルマシン、バヤンカツト、ボンチアナク、サ
ンバス、シンカワソ（以上ボルネオ）デンバツサル、
バタンバイ（以上バリ）各支店及代理店

蘭印商業銀行 マカツサル、メナド、ゴロンダロ（以上セレベス）バ
ンジヤルマシン、ボンチアナク（以上ボルネオ）アン

ペナン（ロンボック）各支店
セカツサル、メナド（以上セレベス）各支店

蘭印割引銀行 マカツサル、メナド（以上セレベス）各支店

第二條 民政府總監ハ臺灣銀行ヲ敵性銀行清算人ニ任命シ之カ公告ヲ爲スモノトス

清算人ハ民政府總監ノ定ムル所ニ依リ當該銀行ヲ代表シ清算ニ關スル一切人裁判上裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三條 敵性銀行人資產、動產、不動產、有價證券、債權並ニ現金、以下同シハ總テ海軍ニ於テ接收スルモノトシ港華人ヲシテ之力處理ニ當ラシムルモノトス

第四條 清算人ハ左記證券、現金及證書類ノ有無ヲ調查シ其ノ結果ヲ當該店舗所在地ヲ管轄スル民政部長官經由民政府總監ニ報告スルモノトス

一 資產、負債内詳調查並ニ附屬表

二 不動產ニ關シ權利ヲ表示セん證書

三 所有有價證券並ニ郵便小鷹替、政府ノ支拂命令書、未使用郵便切手收入印紙

四 保有現金

五 各種債權證書及手形類

六 擔保物件並ニ之ヲ表示スル證書

七 諸帳簿及印鑑

第五條 清算人ハ敵性銀行ノ債權者、債務者、其ノ他ノ利害關係人ニ對シ定期日後二週間以内ニ其ノ債權、債務又ハ利害關係ヲ證明スルニ足ル證據資料ヲ附シ清算人ニ届出ツヘキ旨ヲ公告スルモノトス

第六條 前條ノ公告ニハ期間内ニ届出ツ爲ササル債權者ハ権利ヲ拋棄シタルモノト看做シ、債務者ハ銀行倒記錄ニ依リ債權ノ取立ヲ受クヘキ旨ヲ附記スルモノトス

第七條 預金者其ノ他敵性銀行ニ對スル債權者ハ其ノ権利ヲ當該銀行ニ登録スルモノトス

權利ノ得喪變更ハ前項ノ登録ニ依リテノミ銀行ニ對抗シ得ムモノトス

第八條 特ニ若想スヘキ事情アリト認ムル場合ニ於テハ第五條及第七條ノ規定ニ拘ラズ特別ノ斟酌ヲ爲スコトヲ得

第九條 敵性銀行ノ保有スル交換持出小切手類ハ清算開始ト同時ニ各行間ニ於テ決済スルモノトス

第十條 敵國政府（重慶政府ヲ含ム以下同シ）及公共團体等ノ國有又ハ公有ノ係九預金ニ相當スル資産ハ一般資産ヨリ別除ノ上之ヲ沒收スルモノトス但シ清算費用ヲ支拂スル爲必要ナルトキハ此ノ限ニ在

ラスモトスハ前項外、該資産ノ現金並ニ資産ノ換價處分及債權ヲ取立ニヨル代り金ハ臺灣銀行別段預金勘定中ニ敵產管理勘定ヲ設ケ各行別口座ニ受入レ整理スルモノトス

第十二條 敵產管理勘定ハ左記ノ順序ニ依リ拂出スモノトス
一 清算三要スル費用

二 預金其ノ他一玆債務
三 貸出金ハ擔保物件ノ現狀如何ニ拘ハラス全般之力取立ヲ爲スモノトス

第十四條 擔保物件カ滅失若ハ所存不明ノ場合又ハ海軍ニ依リ戰利品トシテ處分セラレタル場合ニ於テハ其ノ狀況ニ應シ貸出金ノ減額又ハ免除ヲ爲シ得ルモノトス

第十五條 擔保物件カ海軍ノ管理下ニ現存スルトキハ清算人ニ於テ之カ引渡フ受クルモノトス但シ引渡フ受クルコト困難ナル事情アル時ハ其ノ換價代り金ヲ受領スルコトヲ得

第十六條 擔保物件ノ處分ハ原則トシテ競賣ニ依ルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ任意契約ニ依ルコトヲ得

第十七條 貸出金ニ對スル利息ハ原契約ノ利率ニ依リ之ヲ徵求スルモノトス

期限經過後ノ利息ニ就キテハ其ノ事情ニ應シ減額又ハ免除スルコトヲ得

第十八條 貸出金辨済充當ノ順序ハ元金ヲ先ニシ利息ニ及ボスマモノトス

第十九條 敵性銀行ニ對スル債務者ハ清算ニ當リ期限ノ利益ヲ主張シ得サルモノトス

第二十條 輸入手形其ノ他外貨表示ノ貸出金ノ決済ハ昭和十七年度最終營業日ニ於ケル爲替相場ニヨリ換算シタル盾貨ヲ以テ之ヲ行フモノトス

前項ノ場合ニ於テ豫約相場ハ之ヲ認メス

第二十一條 海軍ノ管理下ニ在ル會社、工場等ニ對スル債權ニ就キテハ海軍管理中特別ノ考慮ヲ拂フモノトス

第二十二條 同一銀行内ニアル同一名義人ノ債權、債務ハ債權者振出又ハ作成ノ小切手、受領書若ハ承諾書等ノ徵求ヲ行フコトナク其ノ應當額ニ就キ銀行振替整理ニ依リ相殺ヲ爲シ得ルモノトス

第二十三條 預金債務ニ付テハ利息ハ凡テ之ヲ計算セス

第二十四條 預金ハ左ノ順位及標準ニ從ヒ拂戻ヲ爲スモノトス
一 日本人預金
二 全額

原住民

可成多額

三 権輿國人及中立國人預金 可成多額

四 協力スル華僑預金 適宜

五 右以外ノ華僑及敵國人預金 拂戻ヲ爲ササルヲ原則トスルモノ事情ニ

六 應シ最低限度ノ生活費相當額ヲ拂戻ス

コトヲ得

第二十五條 預金拂戻ノ時期並ニ金額割合等ハ當該店舗所在地ヲ管轄スル民政部長官民政府總監ノ承認ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス

第二十六條 保護預り品ハ左記ニ依リ處理スルモノトス

一 敵國所有、公有其ノ他敵性アリト認ムル者ノ所有ニ係ル物ハ沒收ス

二 敵國人ノ私有物ハ內容検査ノ上之ヲ臺灣銀行ニ於テ保管スル原住民、第三國人及中國人人所有物ハ內容検査ノ上之ヲ返還ス

第二十七條 外貨表示預金及他行又ハ本支店ニ對スル匯通賃借ハ一

清算算より除外スルモノトス

第二十八條 敵性銀行各店ハ差當リ其ノ地限リノ資產、負債ノ現況ニ基キ清算ニ附スルモノトシ將來情勢ニ應シ爪哇所在本店其ノ他各店トノ間に於テ必要ナル調整ヲ行フモノトス

第二十九條 左記事項ニ關シテハ所管民政部長官ノ許可ヲ受クルモノトス

一 所有物並ニ擔保物件等ノ處分並ニ運用

二 債權ノ減額又ハ免除

三 經費ノ支拂及預金ノ拂戻其ノ他ノ支出

四 賽產管理勘定ノ運用

第三十條 清算事務ニ關シ受入又ハ拂出アリタル時ハ其ノ内容ヲ明記シ所管民政部長官經由民政府總監ニ報告スルモノトス

第三十一條 每月末其ノ月中ノ受拂高並ニ清算事務進捗狀況ヲ所管民政部長官經由民政府總監ニ報告スルモノトス

第三十二條 清算人又ハ其ノ代表者若ハ代理人トシテ清算事務ニ從事スル者其ノ職務ヲ懈怠シ又ハ其ノ職務ヲ行フニ付不正ノ行爲アリタルトキハ軍律ニ依リ之ヲ處罰ス

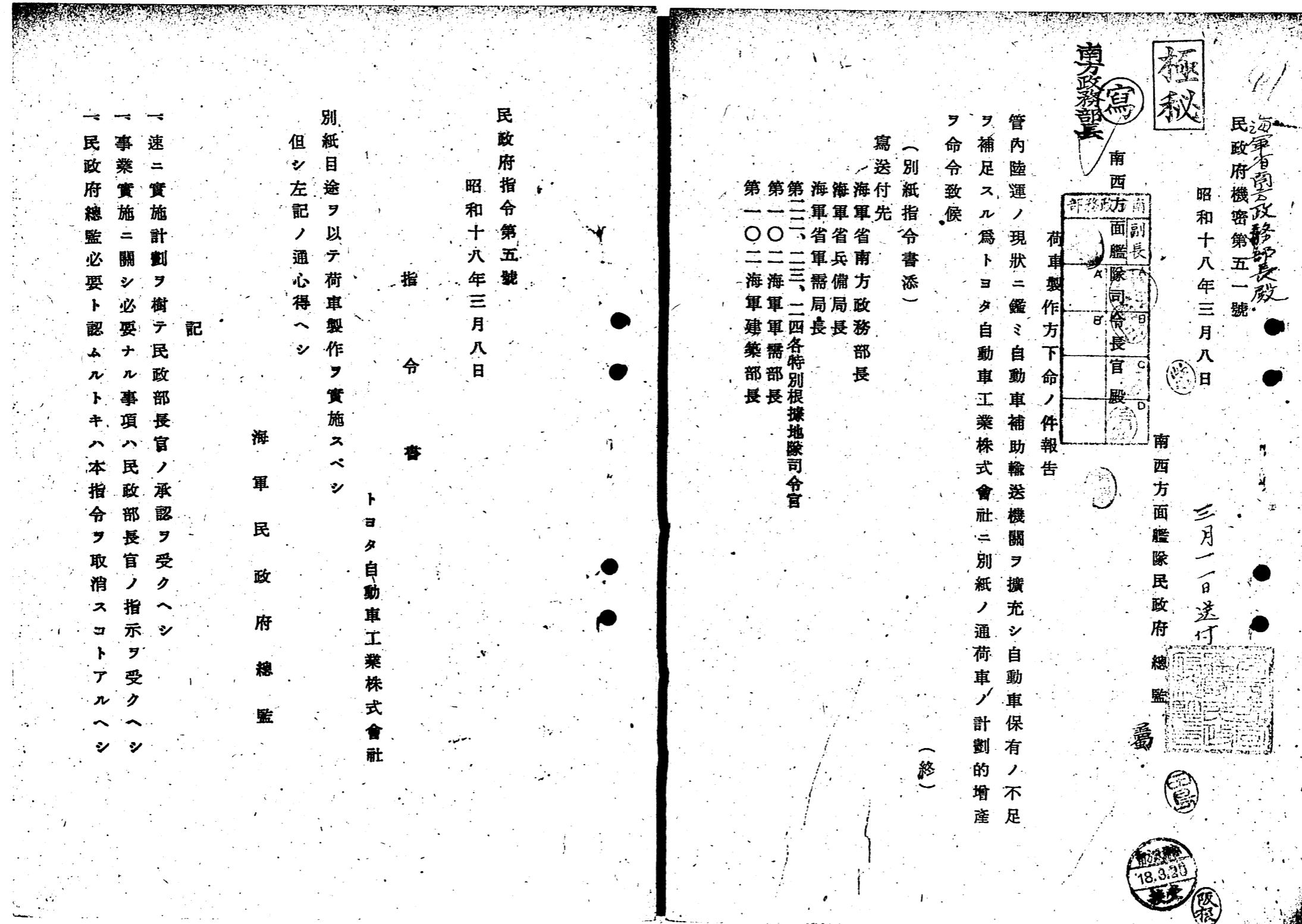
第三十三條 民政府總監ハ必要アルトキハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

(終)

REEL No. A-1180

0059

アジア歴史資料センター



(別紙)

一 荷車製作目標

昭和十八年十二月迄ニ左ノ數量ヲ製作スルヲ目標トス
セレベス地區 一、五〇〇臺
ボルネオ地區 一、〇〇〇臺
セラム地區 五〇〇臺
計 三、〇〇〇臺

二 車種

新ニ製作スル荷車ハ概ネ左ノ四種トス、車輛ノ型式及製作車種ハ地
方的慣習ヲ考慮シテ更ニ考究ノ上民政部長官ノ承認ヲ得テ決定スル
モノトス
1、水牛又ハ牛力索引車
2、馬力索引車
3、人力索引車

三 構造

4、荷役及倉庫用人力索引車
新造車ノ車体及車輪ハ木骨トシ、車軸、輪帶、釘、連絡金物ノ外
原則トシテ鐵材ヲ使用セザル構造トシ所要ノ資材ハスベテ現地調
辦ニヨルモノトス

在來車ノ構造ニ拘ラズ其ノ改良ニ努ムルト共ニ故材活用ノ特殊構
造車ノ製作ニ付テモ考慮スルモノトス

製品ノ引受ニ付テハ民政部長官別ニ之ヲ指示スルモノトス

海軍省南方政務部長
昭和十二年三月一日
民政府總機密第六三號

福	井	淳	殿
A	B	C	D

方面艦隊民政府總務局長
三月一日送付代
18.3.25
新案
本件承認相成度候
一月二十七日付ボルネオ民政部經第一號ノ一三ヲ以テ稟伺ニ係ル首
題ノ件承認相成度候
追而本件ニ付テハ西ボルネオ一帶ニ於ケル自動車運輸事業ノ統一
的運管ト將來ノ擴充トヲ考慮シテ此ノ際寧ロ海軍管理ノ委託民營
事業トスルフ適當ト認メラルニ付御考慮相成度

海軍
尚此ノ場合ニ於テハ客年十二月二十九日民政部機密第三三五號ヲ
以テ送付セル「自動車交通事業經營方下命ノ件」ノ趣旨ニ據リ更
メテ民政府ニ於テ詮議セラル儀ニ付爲念

(終)

寫送付先
南西方面艦隊參謀長
海軍省南方政務部長

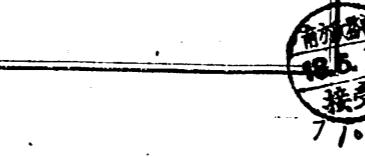
寫

ボルネオ民政部經第一號ノ一三

昭和十九年一月二十七日

南方面艦隊民政部交通土木局長殿

南西方面艦隊民政部經濟部長



バス運行業（暫定）依託經營ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シ當部ボンチャナツク支部管轄地區ニ於テハ原住民ノ
バス運行業者多數ニシテ其ノ經營單一ナラズ、又燃料不足ノ爲定期
運行不可能ニシテ且料金著シク高率不定ノ實情ニアリ、一般原住民
ノ經營ニ放任シ置ク事ハ民政實施上不適當ト思料セラルルニ付之ガ
一元的統制ヲ圖リ運輸ノ圓滑ヲ期スル爲ボンチャナツク支部直營ト
シ住友ボルネオ殖產株式會社ヲシテ暫定的ニ之ガ運營ヲ代行セシム
ルコトニ致シタルニ付御承認相成度

追テボンチャナツク支部ヨリボルネオ殖產株式會社ニ下附セシ許

可證別紙ノ通り
(別紙添)

寫送付先 ボンチャナツク支部長

(終)

海軍

0062

REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

ボ民交第三〇號

昭和十七年十月二十九日

ボルネオ民政部

ボンチャナツク支部長

住友ボルネオ殖産株式會社
常務取締役 平岩喜一 殿

許可書

記 昭和十七年十月十七日附住殖第三號ニ依ル自動車業營業ノ件許可ス
但シ左記各項心得ヘシ

一常ニ本自動車業ノ使命重大性ヲ自覺シ且民政部ノ代行機關トシテ
公共ノ福利増進ニ寄與スルコトヲ信條トシ經營ニ任スヘシ
一左記ノ者ニ對シテハ旅客運賃ヲ免除シ優先乗車セシムヘシ

海軍

- (イ) 帝國海軍軍人ニシテ公務ヲ帶ヒタル者
(ロ) 民政部職員ニシテ本業監督ノ職ニアル者
(ハ) 警察官吏ノ正服ヲ着用シ又ハ身分證明書ヲ有スル者
但シ一車一名ニ限ル
(ニ) 其ノ他民政部支部長ノ許可ヲ得タル者
一 本民政部ニ於テ公益上必要アリト認ムル場合ハ本許可ヲ制限又ハ
取消スコトアルヘシ
一 本業務運營ニ關シ公課ヲ免ルルコトヲ
事務所、倉庫、帳簿類ヲ検査シ又ハ必要ナル命令ヲ爲スコトアル
ヘシ
一 料金ハ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

海軍

REEL No. A-1180

0063

アジア歴史資料センター

- 下ヲ受クベシ
- 1、營業路線延杆程ニ其ノ一割ヲ加算シタル杆數ヲ燃料計算ノ基礎トス
 - 2、液體燃料ノ可走距離ヲ五杆ト計算ス
 - 3、前各號ニ依リ得タル燃料ニ其ノ一割ヲ加算シタル數量ヲ液體燃料ノ拂下量トス
 - 4、前號ノ液體燃料ハ揮發油及石油各折半スルモノトス
 - 5、所要液體燃料ノ一割ニ相當スル潤滑油ノ拂下ヲ請求スルコトヲ得
 - 6、燃料類ノ拂下價格ハ當分左ノ通りトス
- | | | |
|-----|------|------|
| 揮發油 | 一立ニ付 | 四十五錢 |
| 石油 | 一立ニ付 | 二十九錢 |
| 潤滑油 | 一立ニ付 | 十七錢 |

ボンチャナツク	一 シンカワン	間 旅客	大人一人ニ付	壹盾六拾仙
ボンチャナツク	一 シンガバン	間 貨物	一才又八十匁ニ付	參拾仙
シンカワン	一 サンバス	間 旅客	大人一人ニ付	貳盾拾
シンカワン	一 ベンカヤン	間 貨物	一才又八十匁ニ付	參拾
小人ノ旅客運賃ハ半額、乳幼兒ハ無料トス	大人一人ニ付	壹盾拾	大人一人ニ付	壹盾拾
旅客ノ通常ノ手廻品ニ對シテハ貨物運賃ヲ免スヘシ	大人一人ニ付	壹盾拾	大人一人ニ付	壹盾拾
一本自動車業ニ要スル液體燃料類ハ左ノ各號ニ從ヒ本民政部ヨリ拂	一才又八十匁ニ付	參拾	一才又八十匁ニ付	參拾

7、燃料類ノ拂下ヲ受ケントスルトキハ一月毎ニ前各號ニ依ル計

算書ヲ添ヘタル燃料類拂下申請書ヲ提出スヘシ但シ狀況ニ依
リ一月分ヲ分括拂下クルコトアルヘシ

一燃料類ハ特ニ其ノ取扱ヲ注意シ毫モ濫費ニ流レ又ハ他ニ流用スル
ガ如キコトアルヘカラス

一毎月分ノ燃料類ニ剩余ヲ生シタルトキニハ次回ノ拂下申請書ニ其
ノ旨記載シ減額拂下ヲ受クヘシ

一營業成績ハ各路線別ニ記錄シ收支計算書ト共ニ毎月分ヲ翌月十日
迄ニ本民政部ニ提出スヘシ

一利益金ノ處分ニ付テハ本民政部ノ指示ヲ受クヘシ

一營業路線又ハ營業條件ヲ變更セントスルトキハ料金表其ノ他參考書類ヲ
添付シ本民政部ニ届出ツヘシ

一本許可書ニ從ヒ業務ヲ開始シタルトキハ料金表其ノ他參考書類ヲ
受クヘシ

一海軍省南方政務部鄉中 民政府文通工本局

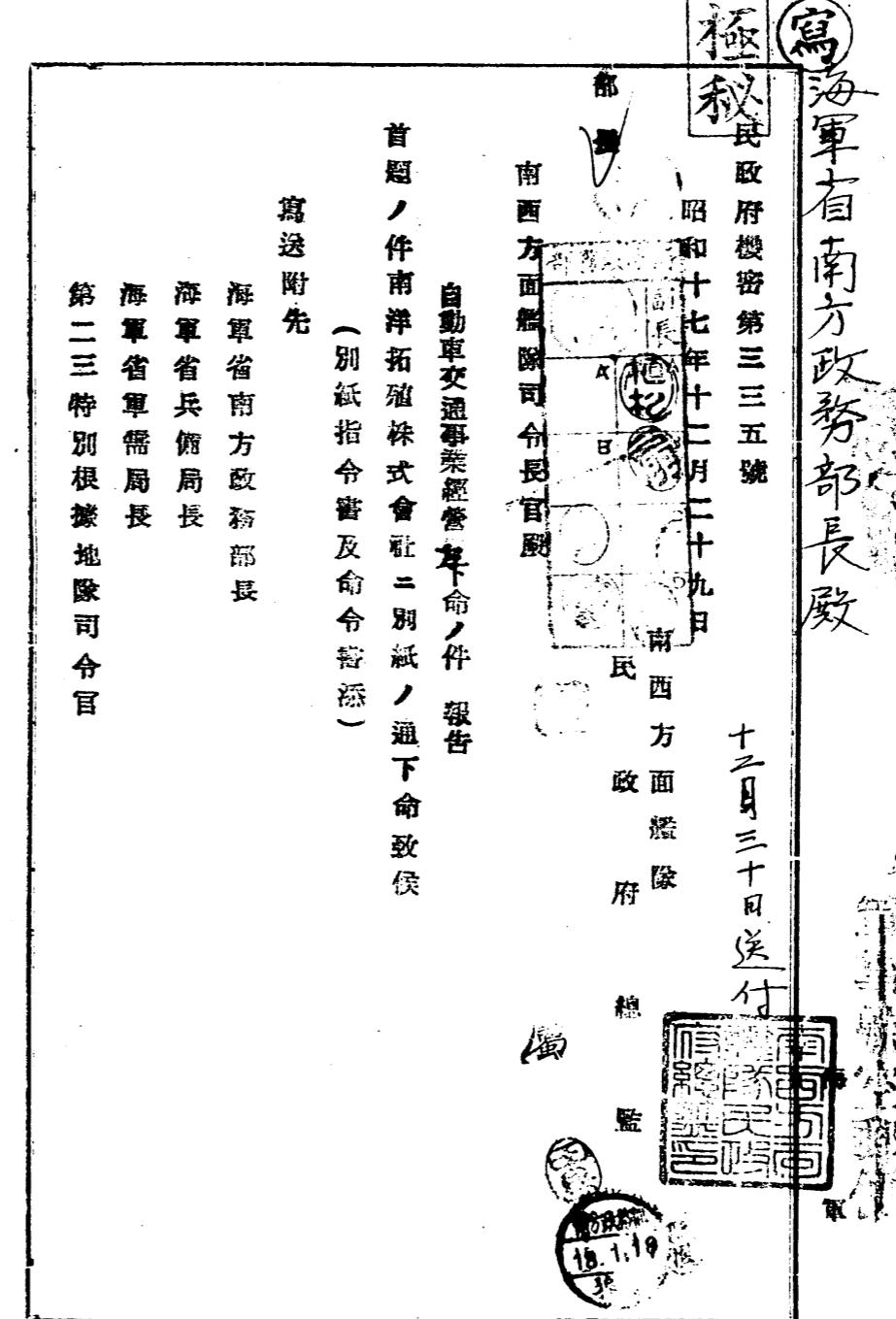
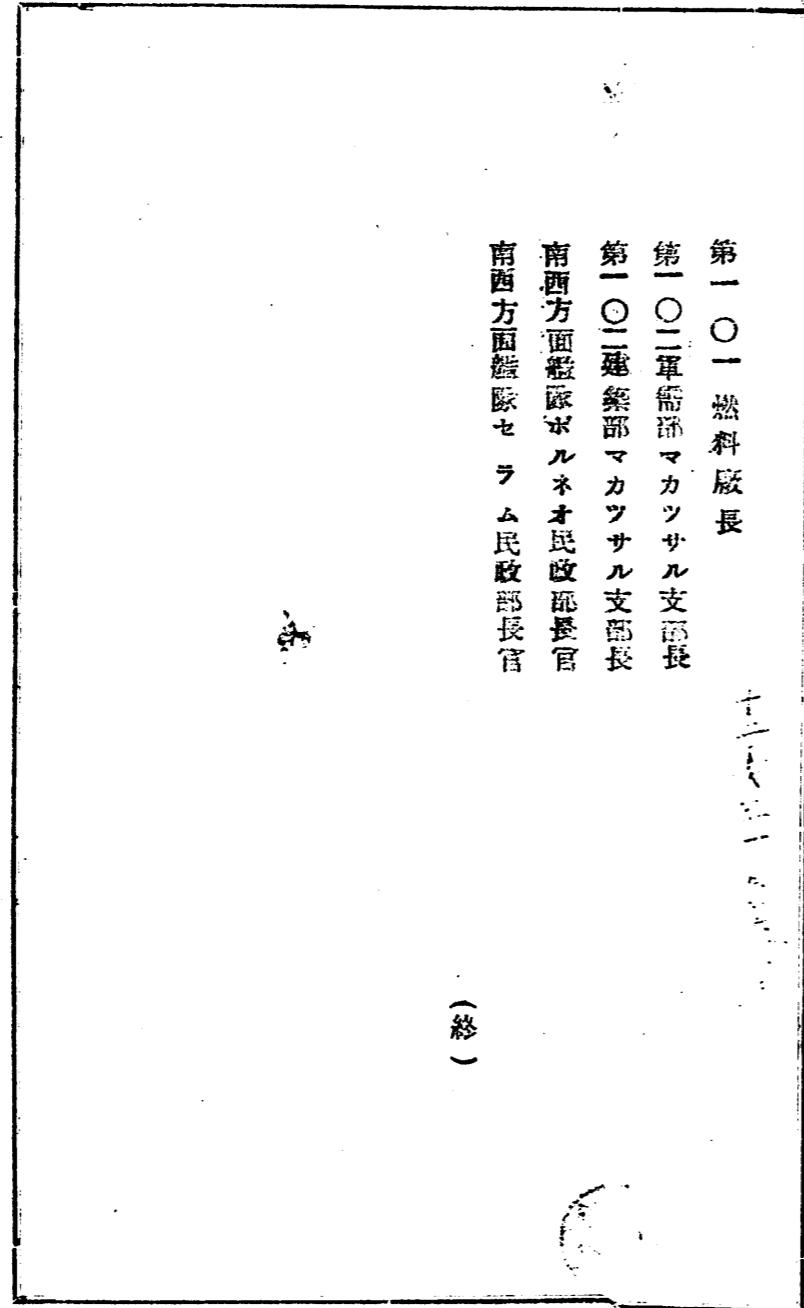
民政府文號外
昭和十八年四月二十日

海軍省南方政務部鄉中

民政府文通工本局

四月廿日貴部依頼ノ民政府總機密室第之三號
關係文書一月ニイテ同本八月方民政部總務第一號
一三・トランク便ニテ及送北候行跡收持成度

海軍



支政新規令

指 令 書

南洋拓殖株式會社

海軍

昭和十七年一月三日

其ノ社ニ對シ左記條項ニ依リセレベス萬ニ於ケル一定路線ニ據ル貨客自動車運輸事業ヲ委託スルニ付逐ニ所要ノ準備ヲ爲シ之カ經營ニ當ルヘシ

記

- 一、其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之カ經營ニ當リテハ有モ國家目的ニ違背スル所爲アルヘカラス
- 一、其ノ社ハ速ニ事業計画ヲ提出シテ民政部長官ノ認可ヲ受クヘシ、認可ヲ受ケタル事業許可ヲ變更スルトキ亦同シ
- 一、民政部長官ハ前項ノ認可ニ條件ヲ附スルコトアルヘシ
- 一、設備及土地ニ關スル權利ノ取得ハ其ノ社ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スシ

海軍

- 一、前號ニ依ル設備ハ海軍ノ管理ニ屬ス
- 一、其ノ社ハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ海軍ノ管理スル既存ノ設備及物件ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ設備及物件ニ付テハ民政部長官ノ指示スル所ニ依り使用料ヲ納附スヘシ
- 一、經營ハ其ノ社ノ許可ニ於テ之ヲ爲スヘシ
- 一、民政部長官特ニ必要アリト認ムルトキハ局地的ノ自動車運輸事業ヲ直營シ又ハ他ノ者ヲシテ之ヲ經營セシムルコトアルヘシ、此ノ場合ニ於テ其ノ社ニ對シ其ノ社ノ受託事業ト綜合的聯繫ヲ保持セシムル爲必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ
- 一、其ノ社ハ必要ニ應シ民政部長官ノ許可ヲ受ケ、貸切自動車運輸業ノ經營ヲ爲スコトヲ得
- 一、其ノ社受託事業ノ經理ハ他ノ事業ト明確ニ之ヲ區別シ其ノ豫

(昭和十六年六月)

0068

REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

海軍

- 算及決算ハ民政部長官ノ承認ヲ受クヘシ
一、其ノ社ハ民政部長官ノ指示スル所ニ依リ道路費、負擔ノ趣旨ニ於
テ純益ノ一部ヲ海軍ニ納附セシムルコトヲルヘシ
一、其ノ社事業ノ經營ニ依リ特ニ著シク道路ヲ損傷スルト認メタル
トキ民政部長官ハ當該道路ノ維持修繕ニ付必要ナル命令ヲ爲スコ
トアルヘシ
一、其ノ社事業ノ經營ニ伴ヒ道路ノ占用ヲ必要トスルトキハ其ノ都
度民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ
一、其ノ社ハ設備ニ付講渡其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ禁ス、但シ民
政部長官ノ命令アリタル場合又ハ許可ヲ得タル場合ハ此限リニ在
ラス
一、民政部長官必要アリト認ムルトキハ其ノ社ノ施設セル設備ノ全
部又ハ一部ヲ適正ノ價格ヲ以テ買收シ又ハ他ノ者ニ賣却スヘキコ

(昭和十六年六月一日)

海軍

- トヲ命スルコトアルヘシ
一、民政部長官ハ事業ノ經營監督上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官
吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢セシメ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ
他ノ物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ
一、民政部長官ハ前各號ニ依ルノ外事業ノ經營ニ關シ路線ノ指定、
配車其ノ他軍事上又ハ公務上必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ
一、民政部長官ハ前各號ニ依ルノ外事業ノ經營ニ關シ路線ノ指定、
配車其ノ他軍事上又ハ公務上必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ
一、其ノ社事業實施ニ伴フ既存事業ノ承繼ハ民政部長官ノ指示スル
所ニ據ルヘシ

昭和十七年十二月二十九日

民政部總監

REEL No. A-1180

0068

アジア歴史資料センター

大政令全般
通文書

命

令

書

海軍

南洋拓殖株式會社

其ノ社ハセレベス處ニ於テ一般貨物自動車運送事業ヲ經營スペシ、但シ左記ノ通心得ヘシ

記

一、其ノ社ニ於テ經營スヘキ運送事業ノ範囲ハ民政部長官別ニ之ヲ指示ス
一、其ノ社ハ前號ノ指示ニ依リ事業實施計畫ヲ樹テ民政部長官ノ承認ヲ受クヘシ、事業計畫ノ變更、事業ノ中止又ハ廢止若ハ設備ノ譲渡其ノ他ノ處分ヲ爲サムトスルトキ亦同シ
一、民政部長官必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更其他事業ノ運營ニ關シ隨時必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ

海軍

民政府總監

昭和十七年十二月二十九日

一、其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ事業ノ經營ニ當リテハ苟モ國家目的ニ違背スルコトナク又他ノ運送事業者ト相互ニヨク連繫協力シテ輸送能率ノ増進ヲ圖ルヲ要ス
其ノ社ハ正當ノ事由ナクシテ他人ノ運送委託ヲ拒ムコトヲ得ス
一、民政部長官ハ道路費負擔ノ趣旨ニ於テ純益ノ一部ヲ海軍ニ納附セシムルコトアルヘシ
一、其ノ社事業ノ經營ニ伴ヒ道路ノ占用ヲ必要トスルトキハ其ノ都度民政部長官ノ指示ヲ受クヘシ
一、其ノ社本條項ニ違背シタルトキ又ハ公益上必要アリト認ムルトキハ政府總監ハ本命令ヲ變更又ハ取消スコトアルヘシ

極秘

(寫)

民政府機密第二一七號

昭和十七年十一月一日

十二月二十四日再送

生

18. 6

南西方面艦隊司令長官殿

南西方面艦隊民政府總監

自動車工業經營方下命ノ件報告

首題ノ件トヨタ自動車工業株式會社ニ別紙指令書ノ通指令シ所要ノ自動車工業設備ノ整備並之ガ經營方下命致候

(終)

(別紙指令書添)

寫送付先

海軍省南方政務部長

海軍省軍需局長

二二、二三、二四各根據地隊司令官

一一〇二、一〇二各燃料廠長

カカカカ
一一〇二建築部長

指
令
書

トヨタ自動車工業株式會社

其ノ社ニ對シ左記條項ニ依リ自動車工業ノ經營ヲ委託スルニ付速ニ別記地區ニ於テ自動車ノ修理、組立及製作ニ關スル設備ヲ爲シ之ガ經營ニ當ルヘシ

一 設備及土地ニ關スル權利ノ取得ハ其ノ社ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スヘシ
一 其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之カ經營ニ當リテ
一 前號ニ依ル設備ハ海軍ノ管理ニ屬ス
一 經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スヘシ
一 其ノ社ハ設備計畫並事業經營ニ關スル所要ノ計畫ヲ提出シテ民政部長官ノ認可ヲ受クヘシ、認可ヲ受ケタル設備計畫及事業計畫ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

「民政部長官ハ前號ノ認可ニ條件ヲ附スルコトアルヘシ

「其ノ社ハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ海軍ノ管理スル自動車工業設備ノ一部ヲ使用スルコトヲ得

「其ノ社ハ必要ニ應シ民政部長官ノ許可ヲ受ケ自動車部品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得

「民政部長官ハ事業ノ經營ニ關シ軍事上又ハ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ

「其ノ社ハ設備ニ付譲渡其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得斯但シ民政部長官ノ命令アリタル場合又ハ許可ヲ得タル場合ハ此限りニ在ラス

「民政部長官必要アリト認ムルトキハ其ノ社ノ施設セル設備ノ全部又ハ一部ヲ適正ノ價格ヲ以テ買收シ又ハ他ノ者ニ賣却スヘキコトヲ命スルコトアルヘシ

「民政部長官ハ事業ノ經營監督上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲアルヘシ

シテ必要ナル場所ニ臨檢セシメ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ

「民政部總監必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ取消又ハ變更スルコトアルヘシ

昭和十七年十月十二日

民政部總監

0091

REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

(別記)

地 区

セレベス地区
ボルネオ地区
セラム地区

事 業

マカツサル、メナド、ケンダリ、シンガラヂヤ又ハデンバツサル
パンデヤルマシン、バリツクババン、ポンテアナ
アンボン、クーバン

地

指合書

トヨタ自動車工業株式会社

其ノ社ニ對シ左記條項ニ依リ自動車工業ノ經營ヲ委託スルニ付連ニ
別記地區ニ於テ自動車ノ修理、組立及製作ニ關スル設備ヲ爲シ之力
經營ニ當ルヘシ

「設備及土地ニ關スル權利ノ取得ハ其ノ社ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スヘ
シ

「前號ニ依ル設備ハ海軍ノ管理ニ關ス

「經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スヘシ

「其ノ社ハ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之力經營ニ當リ
テハ苟モ國庫目的ト公益ニ違背スル所爲アルヘカラス

「其ノ社ハ設備計畫並事業經營ニ關スル所要ノ計畫ヲ提出シテ民政
部長官ノ認可ヲ受クベシ、認可ヲ受ケタル設備計畫及事業計畫ヲ

變更セムトスルトキ亦同シ

「民政部長官ハ前號ノ認可ニ條件ヲ附スルコトアルヘシ

「其ノ社ハ民政部長官ノ許可ヲ受ケ海軍ノ管理スル自動車工業設備
ノ一部ヲ使用スルコトヲ得

「其ノ社ハ必要ニ摩シ民政部長官ノ許可ヲ受ケ自動車部品ノ販賣ヲ
爲スコトヲ得

「民政部長官ハ事業ノ經營ニ關シ軍事上又ハ公益上必要ナル命令ヲ
爲スコトアルヘシ

「其ノ社ハ設備ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス但シ民政部
長官ノ命令アリタル場合又ハ許可ヲ得タル場合ハ此限りニ在ラス
「民政部長官必要アリト認ムルトキハ其ノ社ノ施設セル設備ノ全部
又ハ一部ヲ適正ノ價格ヲ以テ買收シ又ハ他ノ者ニ賣却スヘキコト
ヲ命スルコトアルヘシ

「民政部長官ハ事業ノ經營監督上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏

チシテ必要ナル場所ニ臨検セシオ業務ノ状況若ケ候總書類其ノ他
ノ物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ
一 民政府總書必要アリト認ムルトキハ本指令ヲ取消又ハ變更スルコ
トアルヘシ

昭和十七年十月十二日

民 政 府 總 書

(別記)

地
區

奉
業
地

セレベス地區 マカサベイ、ケンギー、シンガヤヌヘダンバツル
ボルネオ地區 バンダヤルマシン、パリワタイベン、ボンナア
セラム地區 アンボン、クーベン

昭和十七年十月十二日

假　　書

トヨタ自動車工業株式會社

南方派遣責任者　山口英夫

弊社機

昭和十七年十月十二日附御指令相受候自動車工業經營ヲ委託セラレ
候ニ就イテハ各係項ヲ絶對ニ遵守シ爾來目的ノ達成ニ邁進可致ラン
ア御請書及提出候也

民政府總督

閣下

REEL No. A-1180

0095

アジア歴史資料センター

寫

海軍省南方政務部長啟

民政府機密第六五號

昭和十八年三月二十日

南方面艦隊參謀長



「テルナテ」港倉庫建築並ニ經營及當該港ニ於ケル
荷役業經營委託方下命ノ件通知

首題ノ件南太平洋貿易株式會社ニ別紙指令書交付早急建築並ニ經營
委託方下命致候

寫送付先

海軍省南方政務部長 海軍省兵備局長

海軍省經理局長 海軍施設本部長

第二十四特別根據地隊司令官

海軍

0076

REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

民政府指令第八號
指 令 書

南太平洋貿易株式會社

其ノ社ハ別紙建築指示書ニ依テ港倉庫ヲ建築スルト共ニ當該
港ニ於ケル倉庫業並ニ荷役業ヲ經營スベシ。但シ之ガ實施ニ當ツテハ
左記條項ヲ遵守スベシ。

記

- 一、其ノ社ハ占領地經濟建設ノ翼タル使命ヲ認識シ之ガ經營ニ當ルテハ
苟モ國家目的、公益ニ違背スル所爲アルベカラズ。
- 二、倉庫ノ建築及び土地其ノ他三園スル權利ノ取得ニ要スル費用ハ其ノ社ニ
於テ又ヲ負担スベシ。
- 三、其ノ社ラシテ經營セシム倉庫ハ別紙指示書ニ基ニ建築シタル倉庫
五棟ノ外ニ舊N.K.K倉庫一棟計六棟トス。
- 四、當該倉庫及荷役施設ハ海軍ノ管理ニ屬スモノトス。
- 五、倉庫業及荷役業ノ經營ハ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スベシ。
- 六、民政府總監ハ當該倉庫及荷役業ノ經營監督上必要ナル命令ヲ爲ス。
- 七、其ノ社ハ舊N.K.K倉庫及既存荷役施設ニ對シ民政府總監ノ定ム
料率ニヨリ使用料ヲ支拂フ。
- 八、其ノ社ハ其ノ社ニ於テ建築シタル倉庫ニ關シ讓渡其他ノ處分シ爲スコト
ヲ得ズ但シ民政府總監ノ命ニ依ル場合又ハ其ノ許可シ得ル場合ハ之ノ限り非ス
九、其ノ社ハ當該倉庫及荷役作業ニ關スル料金率ヲ設定シ又ハ之ヲ變更シ
トスルキハ民政府總監ノ許可ヲ受ク。
- 十、民政府總監ハ當該倉庫及荷役業ノ經營ニ關スル監督上必要ナル報告
ヲ微シ又ハ當該官吏ヨシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務狀況又ハ帳簿書類
其ノ他物件ヲ検査セシムコトアルベシ。
- 二、民政府總監必要アリト認ムキハ其ノ社ラシテ民政府總監ノ指定ス者ニ
對シ當該倉庫ヲ賣却又ハ貸與セシムコトアルベシ。

三、民政部總監ハ本指令書ニ規定セラム權限ノ一部ヲセラム民政部長官ニ
委任スルコトアルニ

（三、民政部總監必要アリト認ムルトキハ本指令書ヲ取消スドアレバシ

昭和十八年五月二三日

（終）

海軍民政部總監

建築指示書

南太平洋貿易株式會社

- 一、其ノ社ラニテ建築セシムル「デルナ」港倉庫(附圖着色、個所)ハ五棟
總面積約六三〇〇平方メートルス
- 二、其ノ社セラム民政部長官ノ指定セル建築線ニ據リ建築スベシ
- 三、建築スベキ倉庫ノ標準構造ハ木造平屋・基礎及床コンクリート
外壁下見張・中仕切板張・小屋組木骨造・屋根並船引鐵板葺
窓建具木造・ペンキ塗トス
- 四、其ノ社ハ着工前豫メ各倉庫ノ設計書ヲ作製シ之ヲセラム
民政部長官ニ提出シ其ノ認可ヲ受クベシ。若シ標準構造
ニ據ルヲ得ザル場合ハ其ノ理由ヲ付スベシ
- 五、其ノ社ハ工事ニ着工シタルトキハ一週間以内ニセラム民政部長官ニ

着工届ヲ提出シ又當該倉庫竣工後一週間以内ニ竣工圖及び
工費精算書ヲ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

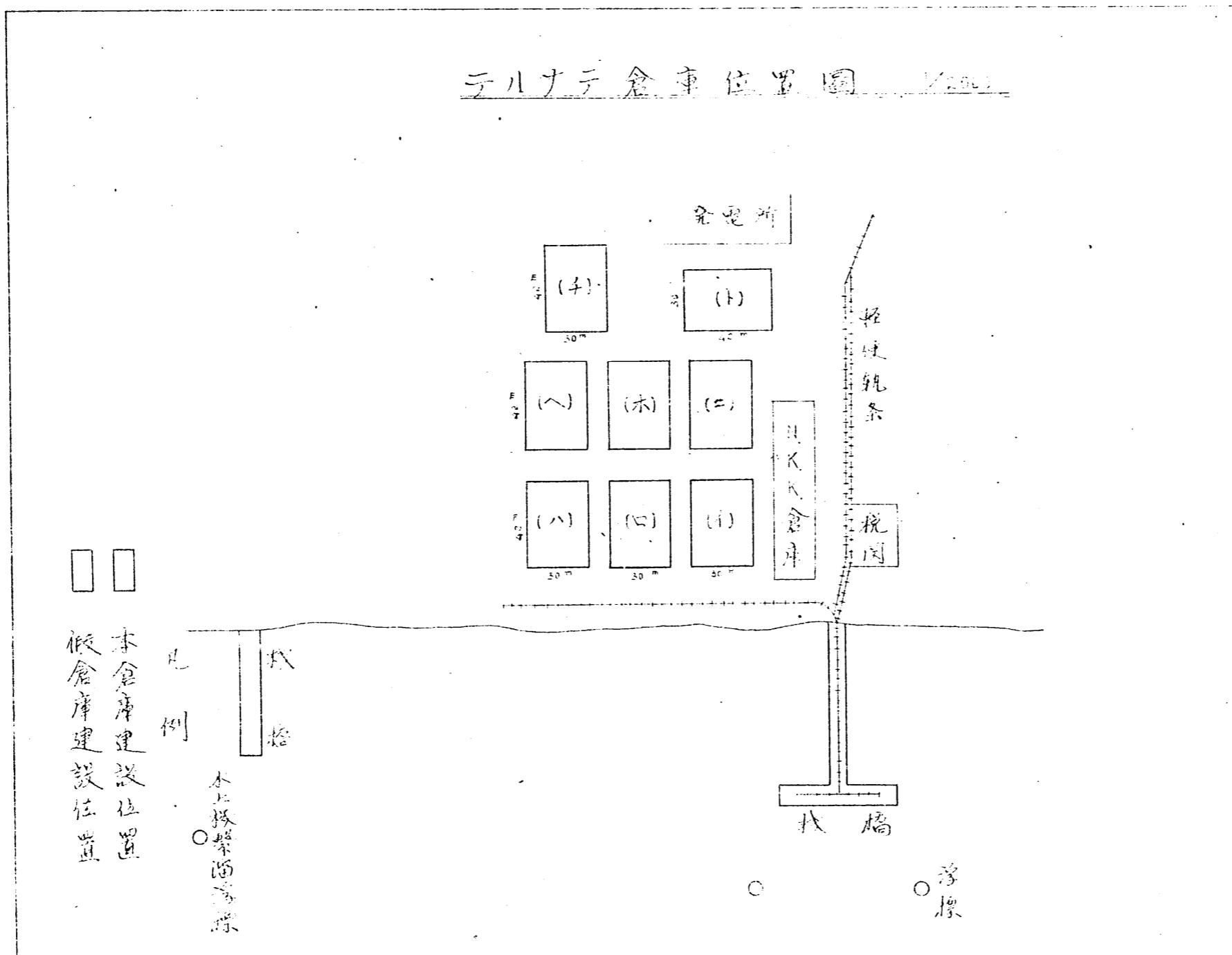
六、其ノ社ハ昭和十八年十月迄ニ完成スルヲ要ス

昭和十八年三月三日

(終)

海軍民政部
支那事務局長

元川ナガ倉庫位置圖



REEL No. A-1180

0080

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1180

0081

アジア歴史資料センター

海軍省南方政務部長

寫

民政府機密第二二七號

昭和十七年十月十三日送付

17.12.7
接受

極秘

南西方面艦隊司令官殿

自動車工業經營方下命ノ件 報告

首題ノ件トヨタ自動車工業株式會社ニ別紙指令書ノ通指令シ所要ノ自動車工業設備ノ整備並之力經營方下命致候
(別紙指令書添)

寫送附先

海軍省南方政務部長

海軍

海軍省兵備局長

海軍省軍需局長

海軍省商務政務部長

海軍省軍需局長

第二二三長二四各特別根據地隊司令官

第一〇一、一〇二各海軍燃料廠長

第一〇一、一〇二海軍軍需部長

(終)

海軍

寫

指令書

(一四二三 原文)

トヨタ自動車工業株式會社

其ノ社ニ對シ左記條項ニ依リ自動車工業ノ經營ヲ委託スルニ付述ニ
別記地區ニ於テ自動車ノ修理、組立及製作ニ關スル設備ヲ爲シ之カ
經營ニ當ルヘシ

記

一設備及土地ニ關スル權利ノ取得ヘ其ノ社ノ負擔ニ於テ之ヲ爲スヘ
シ
一前號ニ依ル設備ヘ海軍ノ管理ニ屬ス
一經營ヘ其ノ社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スヘシ
一其ノ社ヘ占領地經濟建設ノ一翼タル使命ヲ認識シ之ヲ經營ニ當リ
テハ苟モ國家目的ト公益ニ違背スル所爲アルヘカラス

海軍

REEL No. A-1180

0083

アジア歴史資料センター

一其ノ社へ設備計量並事業經營ニ關スル所要ノ計畫ヲ提出シテ民政
部長官ノ認可ヲ受クヘシ、認可ヲ受ケタル設備計量及事業計畫ヲ
變更セムトスキ亦同シ
一民政部長官へ前號ノ認可ニ條件ヲ附スルコトアリヘシ
車工業株式會社ニ使用セ
ノミヤニ付テハ其ノ都度機
一其ノ社へ民政部長官ノ許可ヲ受ケ海軍ノ營理スル自動車工業設備
ノ一部ヲ使用スルコトヲ得
一其ノ社へ必要ニ應シ民政部長官ノ許可ヲ受ケ自動車部品ノ販賣ヲ
爲スコトヲ得
一民政部長官ハ事業ノ經營ニ關シ軍事上又ハ公益上必要ナル命令ヲ
爲スコトアリヘシ
一其ノ社へ設備ニ資本渡其ノ處分ヲ爲スコトヲ得ヌ但シ民政部
長官ノ命令アリタル場合又ハ許可ヲ得タル場合ハ此限りニ在ラズ

(一四一三 原 著)

「民政部長官必要アリト認ムルトキヘ其ノ社ノ施設セル設備ノ全額
又ヘ一部ヲ適正ノ價格ヲ以テ買收シ又ヘ他ノ者ニ賣却スヘキコト
ヲ命スルコトアルヘシ
「民政部長官ヘ事業ノ經營監督上必要ナル報告ヲ徵シ又ヘ當該官吏
ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢セシメ業務ノ状況若ヘ帳簿書類其ノ他
ノ物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ
「民政府總監必要アリト認ムルトキヘ本指令ヲ取消又ヘ變更スルコ
トアルヘシ

昭和十七年十月十二日

民 政 府 總 監

海 軍

(一四一三 原 著)

(別記)

地 区

事

業

地

セレベス地區 マカツサル、メナド、ケンダリー、シンガラチャ又ハデンバツサル
ボルネオ地區 バンデヤルマシン、バリツクババン、ホンテアナ
セラム地區 アンボン、クーベン

REEL No. A-1180

0085

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1180

0086

アジア歴史資料センター

民政府第六五號		國際電氣通信株式會社東印度總局長	暫定東印度總局支局規程改正ニ關スル件指令	昭和十九年二月十七日附國東總業第一七六號申請ノ件認可ス	昭和十九年三月十三日	南西方面海軍民政府總監 山崎 嶽	寫送付先	海軍省兵備局長	海軍省南方政務部長	各民政部長官	各州知事	海軍	南西方面海軍民政府總監殿	國際電氣通信株式會社	東印度總局長	暫定東印度總局支局規程改正ニ關スル件申請	今般セラム海軍民政部御改組ニ伴ヒ弊社支局規程左記ノ通改正實施致 度ニ付キ御認可相成度及申請候	記	第一條別表中一名稱「國際電氣通信株式會社東印度總局セラム支局」 ヲ「國際電氣通信株式會社東印度總局小スタンダ支局」ニ・業務區域 「セラム海軍民政部管區」ヲ「小スタンダ海軍民政部管區」ニ改ム
---------	--	------------------	----------------------	-----------------------------	------------	------------------	------	---------	-----------	--------	------	----	--------------	------------	--------	----------------------	---	---	--

海軍

REEL No. A-1180

0088

アジア歴史資料センター

海軍

1

REEL No. A-1180

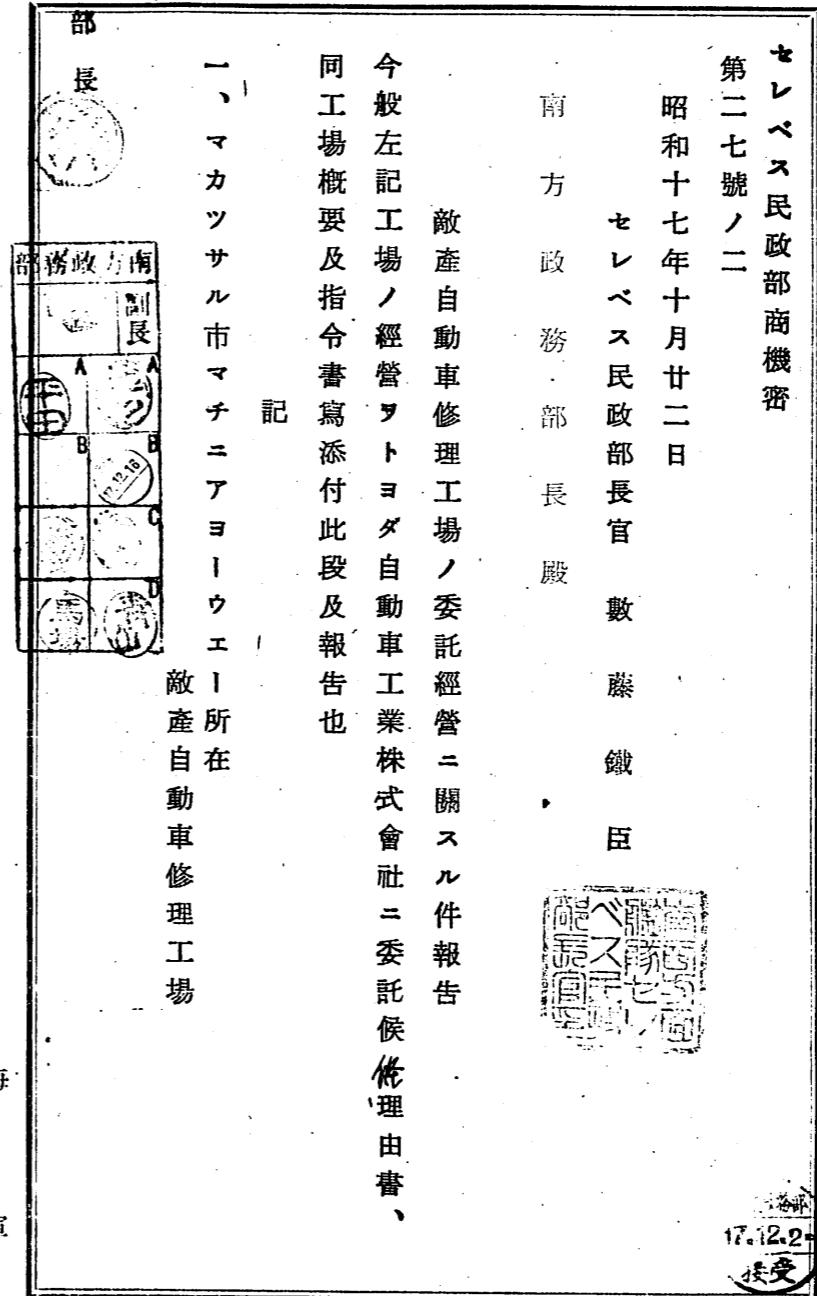
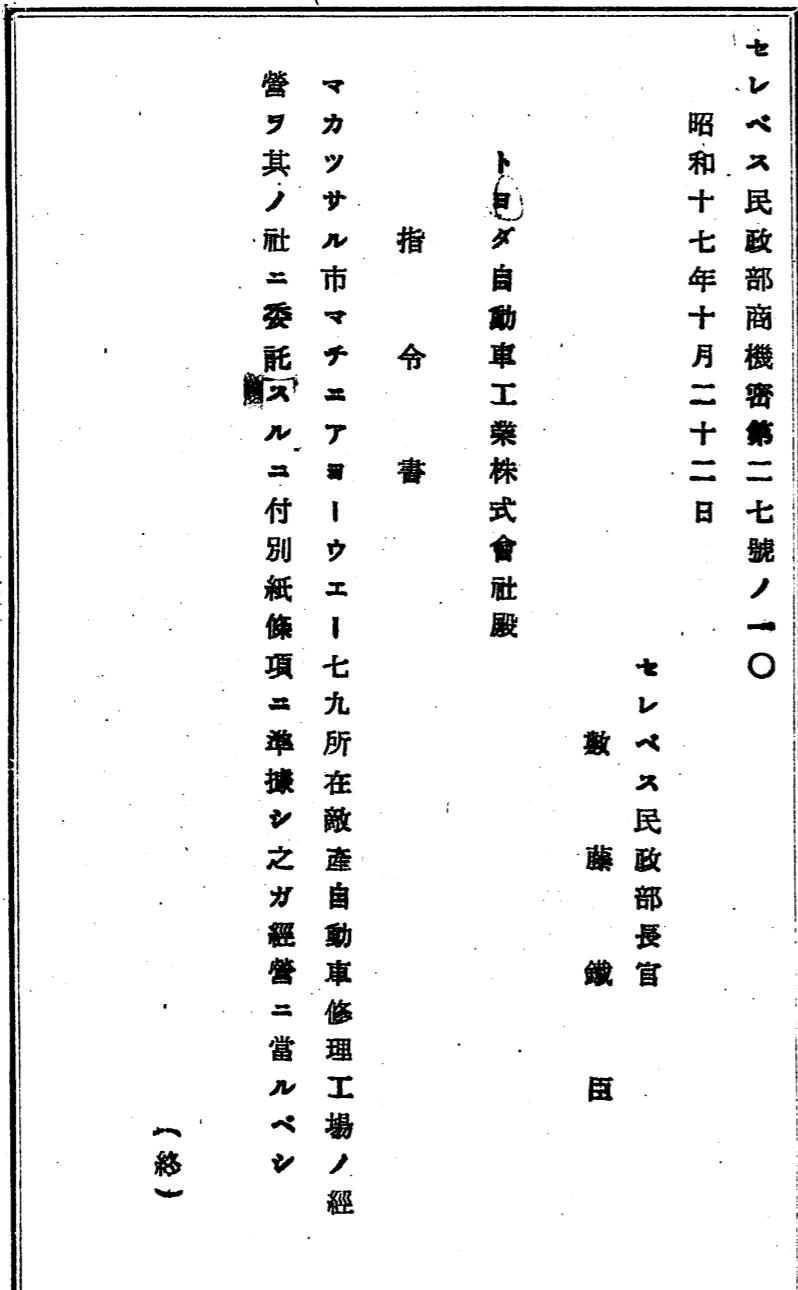
0 0 0 8

アジア歴史資料センター

REEL No. A-1180

0 0 0 0

アジア歴史資料センター



敵産自動車修理工場ヲトヨダ自動車工場
株式會社ニ委託經營セシメントスル理由

- 一、トヨダ自動車工業株式會社ハ中央ヨリ指定セラレタル當セレベス
島地域ニ於ケル自動車修理業者ナルコト
- 二、同社ハ昭和十七年四月當工場ガ根據地隊司令部ヨリセレベス民政
部ヘ經營ヲ移管セラレシ以來民政部管理ノ下ニ事實上工場ノ復舊
並ニ直接經營ノ業務ニ從事セルモノナルコト

(終)

海軍

(一六一二 原稿)

敵産自動車修理工場ノ概要

- 一、工場名 通稱セトラム自動身工場
- 二、所在地 マカツサル市マチニアヨーヴェー七九
- 三、工場敷地 一、四七〇坪
- 四、建物坪數 三棟三八四坪
- 五、設備概要 エーヤコンブレツサー 一箇 五十封度(約)
ガソリンスタンド 一式
水槽並ニモーター(十馬力) 各一
萬力 一
旋盤(破損使用不能) 一臺
ボール盤(手動式) 一臺
送風機(手動式) 一臺
充電機 一臺

(終)

海軍

(一六一二 原稿)

敵産自動車修理工場委託經營ニ關スル指示事項

(一四一〇 原納)

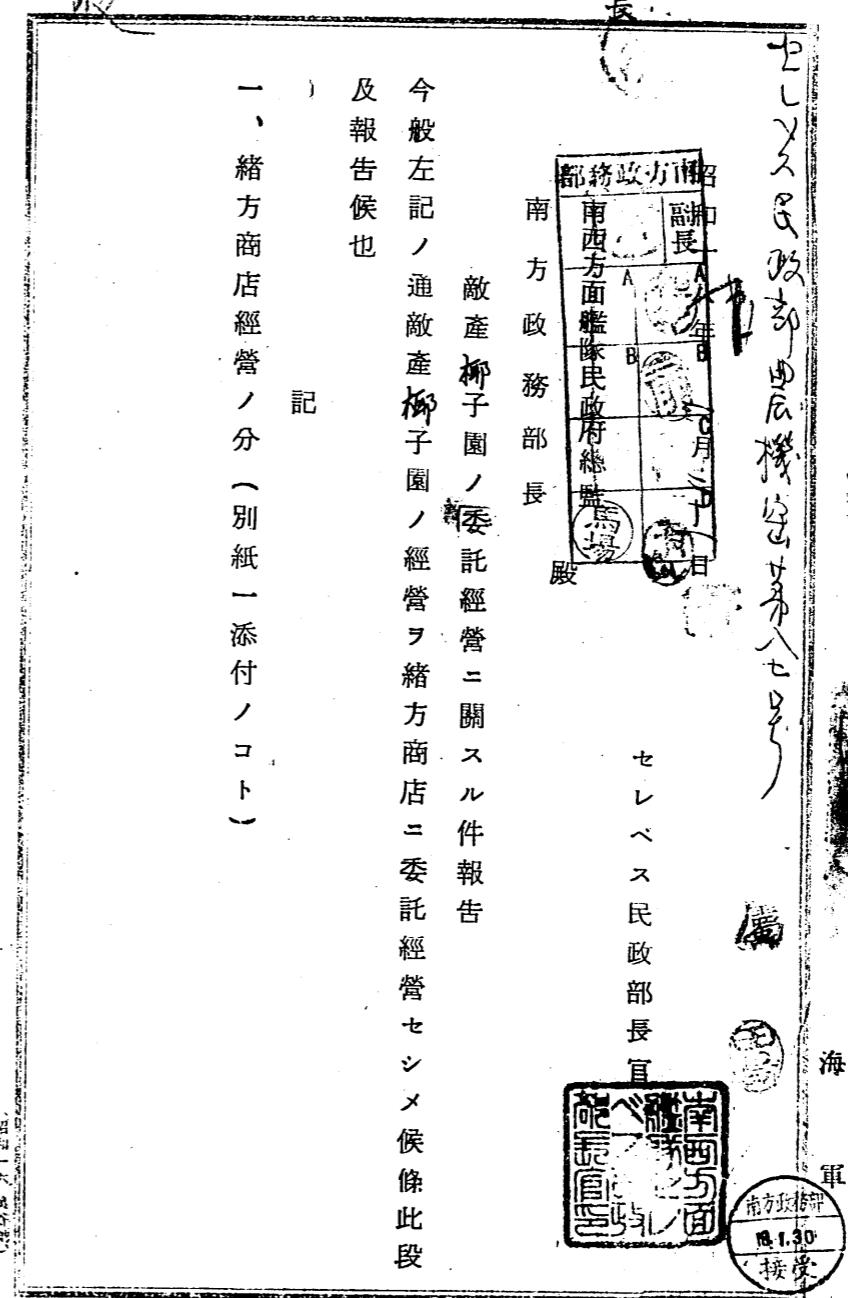
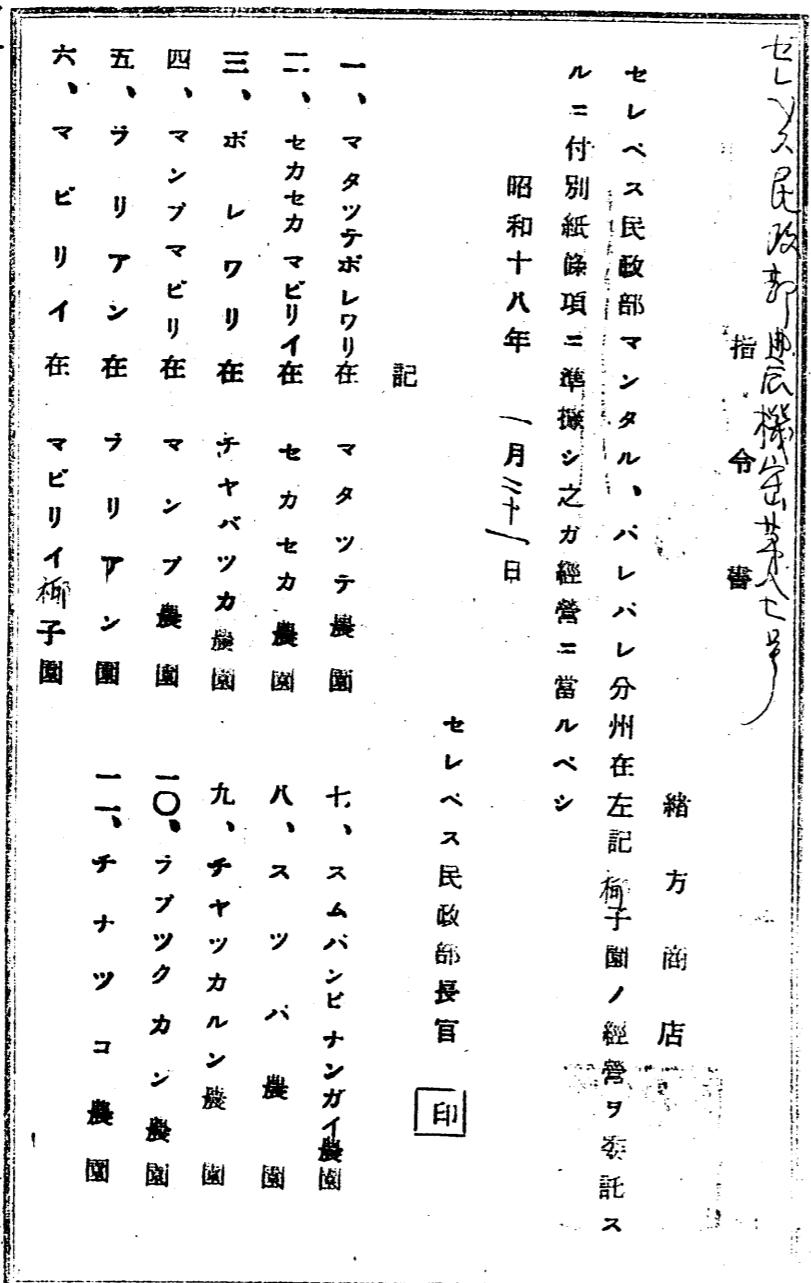
- 一、敵産自動車修理工場の經營ニ關シテハ國營ニ依ルベキ處ナルモ差當リ其ノ社ヲ指定シ之ガ經營ニ當ラシム。
- 二、經營ニ關シテハ責任者ヲ定メ民政部ト連絡ノ下ニ速ニ阵容ヲ整備シ運營ヲ開始スル様措置スペキコト。
- 三、經營ハ會社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト、經營受託ノ際ニ於ケル現狀施設其ノ他一切ノ財產帳簿ヲ作成民政部ニ提出シ承認ヲ受クルト共ニ爾後財產ノ變動ヲ明確ナラシメ置クコト。
- 四、會計ハ其ノ社ノ他ノ事業經營ト切離シタル特別會計トシ投資及經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト。

- 五、時々事業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎月末日締切ヲ以テ速ニ會計報告ヲ爲スキコト、尚利益金ノ處分ハ民政部ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スキコト。
- 六、其ノ社ノ經營ニ不都合ノ廉アリタル場合又ハ民政部ノ都合ニ依リ經營ノ委託ヲ取消スコトアルベキコト、但シ民政部ノ都合ニ依リ取消ス場合ニ於テハ民政部ハ特ニ補償ノ責ニ任せザルモ其ノ社ノ既投資ニ付テハ經營ノ實績ヲ考慮シ妥當ナル評價ヲ爲シ處理スペキコト。
- 七、前各號ノ外民政部ノ指示スル所ニ依ルベキコト。

REEL No. A-1180

0092

アジア歴史資料センター



敵產柳子園委託經營ニ關スル指示事項

海

軍

- 一、敵產柳子園ノ經營ニ關シテハ國營ニ依リ爲スペキ處ナルモ差シ當リ其ノ社ヲ指定シ之ガ經營ニ當ラシム。
- 二、經營ニ關シテハ責任者ヲ定メ民政部ト連絡ノ下ニ速ニ所要ノ陳容ヲ整備シ運營ヲ開始スル様措置スペキコト。
- 三、經營ハ會社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト。
- 四、經營受託ノ際ニ於ケル現狀施設其ノ他一切ノ財產帳簿ヲ各柳子園毎ニ作成提出シ民政部ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後財產ノ變動ヲ明確ナラシメ置クコト。
- 五、會計ハ其ノ社ノ他ノ事業經營切離シタル特別會計トシ投資及經營ノ收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト。

海軍

- 六、時々事業經營ニ關スル報告ヲ爲スト共ニ毎月末日締切ヲ以テ速ニ會計ヲ爲スペキコト。尙利益金ノ處分ハ民政部ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スペキコト。
- 七、前各號ノ外民政部ノ指示スル所ニ依ルベキコト。

寫送付先

第一〇二海軍經理部マカツサル支部長
第一〇二海軍軍需部マカツサル支部長
第二十三海軍特別根據地隊司令官

一 終 一

0093

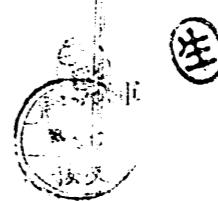
REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

セレベス民政部機密第十九號
昭和十八年二月一日

海軍省南方政務部長 殿

南西方面艦隊
セレベス民政部長官



敵產ゴム園及コーヒ園委託經營ニ關スル件

管内セレベス島バロンベツシー及バランリリニ於ケル敵產ゴム及コーヒ園ノ經營ニ關シ別紙ノ通南洋興發株式會社ヲシテ委託經營セシムルコトト相成候條此段及報告候也

寫送付先

海軍經理部マカツサル支部長

(終)

(昭和一六
農林省)

セレベス民政部農機密第一九號

南洋興發株式會社
マカツサル地區事業所長 文野年紀

指 令 書

管内南部セレベス島ボンタイン分州ブルクンバ副分州バロンベツシー及バランリ、所在ゴム並ニ、コーヒ園ノ經營ヲ其社ニ委託スルニ付別紙指示事項ニ準據シ之ガ經營ニ當ルベシ

昭和十八年二月一日

海軍セレベス民政部長官

(昭和一六
農林省)

REEL No. A-1180

0094

アジア歴史資料センター

敵産ゴム並コーヒ園委託經營ニ關スル指示事項

- 一、敵産ゴム並コーヒ園委託經營ニ關スル指示事項
ルモ差當リ其ノ社ヲ指定シ之ガ經營ニ當ラシム
其社ニ於テハ直ニ國家ノ代行機關タルノ使命ト營譽トヲ確認シ誠
意之ガ經營ニ從事シ以テ國家ノ要請ニ應フベキコト
- 二、經營ニ關シテハ責任者ヲ定メ民政部トノ連絡ノ下ニ速ニ所要ノ陳
容ヲ整備シ運營ヲ圖ル様措置スペキコト
- 三、經營ハ會社ノ計算ニ於テ之ヲ爲スコト
經營受託ノ際ニ於ケル現狀施設其他一切ノ財產帳簿ヲ作成提出シ
民政部ノ承認ヲ受クルト共ニ爾後財產ノ變動ヲ明確ナラシメ置ク
コト
- 四、會計ハ其ノ社ノ他ノ事業ト切離シタル特別會計トシ投資及經營ノ
收支ヲ常ニ明確ナラシメ置クコト

参考

敵産ゴム園及コーヒー園ノ概要

一、所在地 ブルクンバ北東約三〇糠

二、元經營者 英國系資本ニ依ル Harrison and Crossford-Makassar, N.V.

Celebes-Landbouw NY-Batavia

ノ經營ニ依ルモノニシテ同社ハ上記

二農園ノ外先ニ坪野商店ニ委託經營セシメタル、バラングギツサン

カボヅク農園ヲモ經營セリ

三、規模

(1) バロンベツシーゴム園及コーヒー園

バラゴム植裁面積 四一六、〇九〇陌 約九八、一七〇本

ロアスターコーヒー園 二六、〇〇〇陌 約三九、〇〇〇本

バラゴムノ樹令ハ一五一二〇年ノ優良樹ニシテ、コーヒート共ニ

目下生産旺盛期ナリ

軍

海

(昭和十六年春)

0096

設備 (ゴム關係ノ――)
支配人並ニ監督住宅 各一棟
使用人住宅一戸建並二戸建 敷十棟
倉庫、工場 各一棟 乾燥場 二棟及附屬舍アリ
原動機 一〇 馬力 六〇糰 二重ローラ 五臺
(2) バランリリゴム園及コーヒー園
バラゴム園 四〇三〇 約 九四、八七〇本
ロブスターコーヒー園 約六五四、〇〇〇本
ゴムハ樹齡十五年前後
コリヒトト生産旺盛期ニ在リ
設備
ゴム園ノ設備ハ大体前者ニ同ジ コーヒー園ニ對シテハ別ニ使用
人住宅數十棟ヲ有スル外動力脱皮機及火力乾燥機ヲ有ス
生産高
(二五六一年)

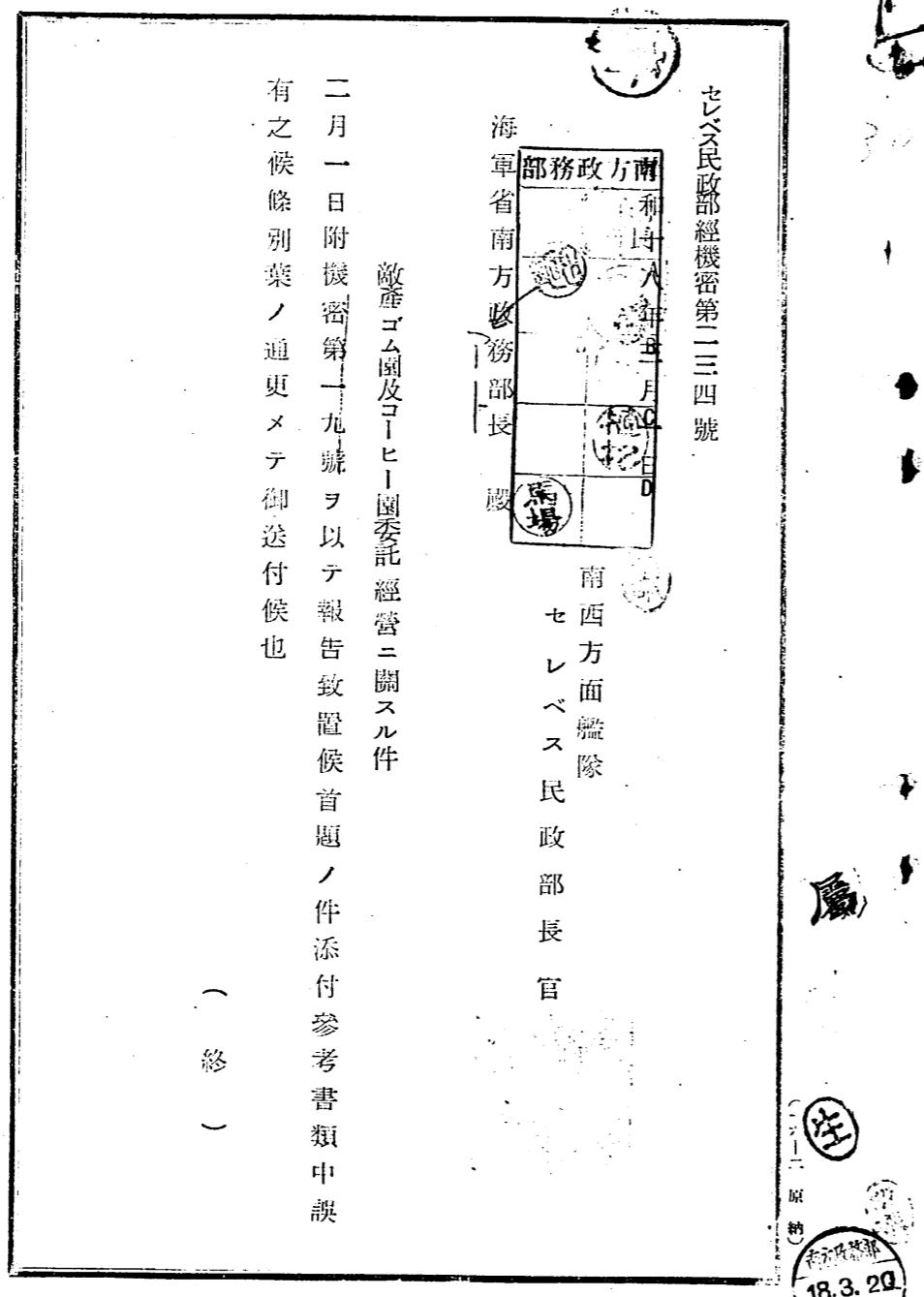
(昭和十六年春)

REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

兩園合計

兩國合計
ム
五、〇〇〇ピタル
七三〇トン



0099

REEL No. A-1180

アジア歴史資料センター

參

考

敵產ゴム園及コーアヒー園ノ概要

一、所在地 ブルクンバ北東約三〇秆
元經營者 英國系資本ニ依ル

二農園ノ外先ニ坪野商店ニ委託經營セシメタル、バラングギツサンカ

ボック農園ヲモ經營セリ

三、規 模

(1) バロンベツシーゴム園及コーアヒー園

バラゴム植裁面積 四一六・九畝 約九八、一七〇本

ロブスター コーアヒー園 二六・〇〇畝 約三九、〇〇〇本

バラゴムノ樹令ハ一五一ニ〇年ノ優良樹ニシテ、コーアヒート共ニ目

下生産旺盛期ナリ

海軍

C1612 原納

C1612 原納

設 備 (ゴムノ關係ノ)

支配人並監督住宅 各一棟

使用人住宅一戸建竪二戸建 数十棟

倉庫、工場各一棟 乾燥場 二棟及附屬舍アリ

原動機 一〇 馬力 六〇 煙 二重ローラー 五臺

(2) バランシリゴム園及コーアヒー園

バラゴム園 四〇三・畝 約九四、八七〇本

ロブスター コーアヒー園 四三六・畝 約六五四、〇〇〇本

ゴムハ樹齡十五年前後

コーアヒート共ニ生産旺盛期ニ在リ

設 備

ゴム園ノ設備ハ大體前後ニ同ジ、コーアヒー園ニ對シテハ別ニ使
用人住宅數十棟ヲ有スル外動力脱皮機及火力乾燥機ヲ有ス

海軍

REEL No. A-1180

0098

アジア歴史資料センター

(昭和一六 原稿)

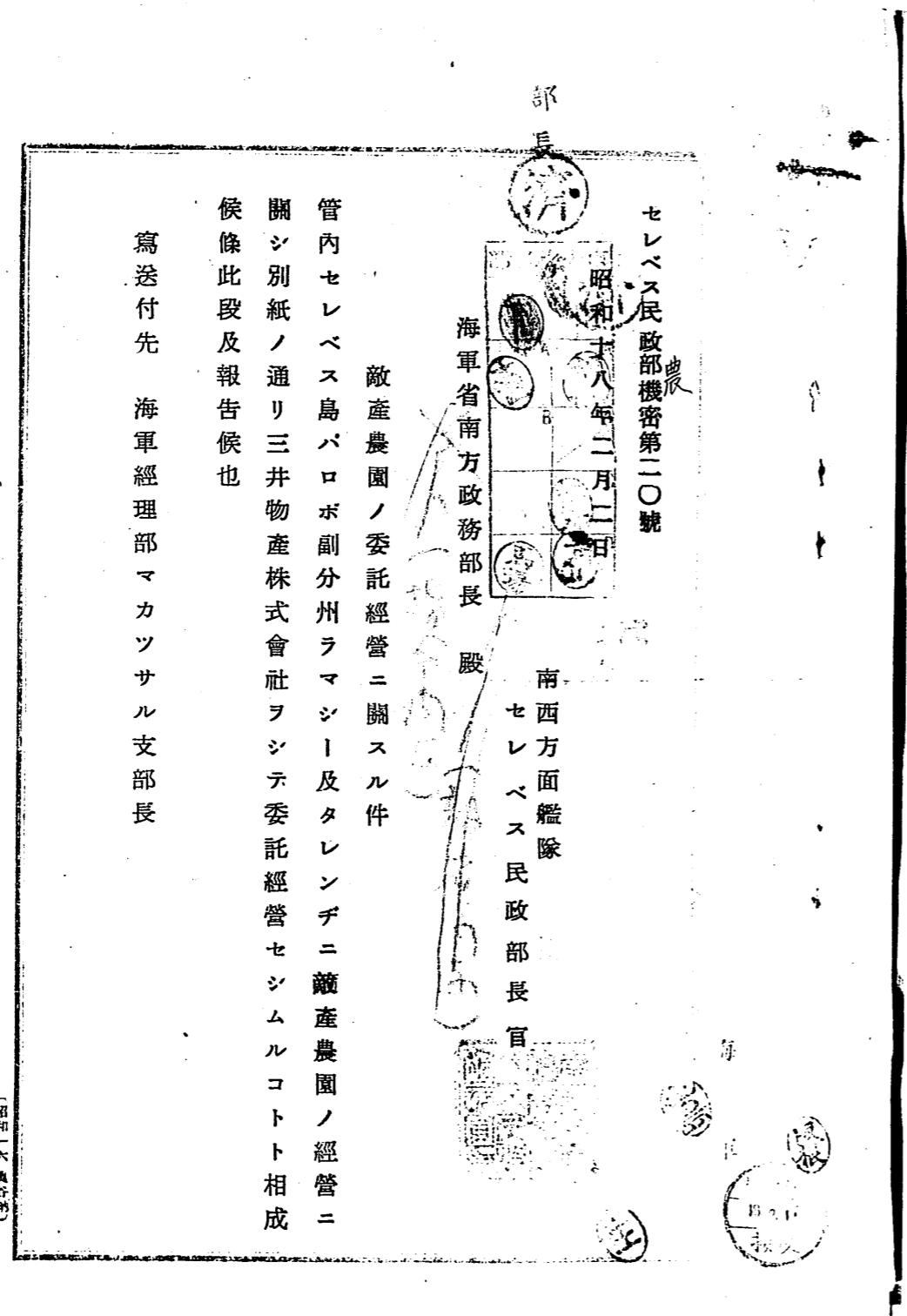
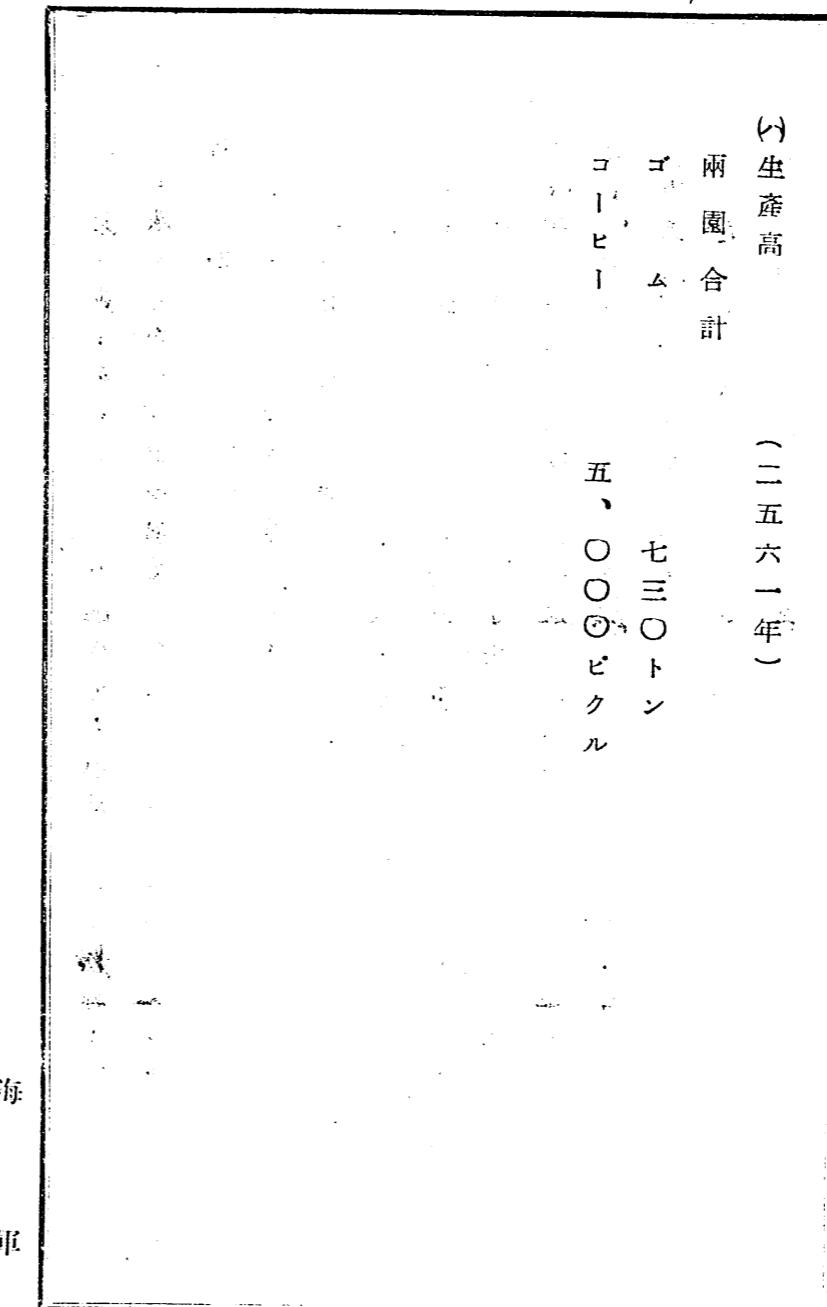
(イ) 生産高 (二五六一年)

兩園合計

ゴトム

コーヒー

七三〇トン
五、〇〇〇ピクル



REEL No. A-1180

0099

アジア歴史資料センター